

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	80 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	63 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年10月まで
② 昭和39年10月から40年12月まで

私は、昭和36年に結婚したが、将来のことを考え、同年4月にA市（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入後、私は、自宅に来る集金人に、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。当時の保険料は、1か月100円で、3か月ごとに納付して、国民年金手帳に印を押してもらい、年度が変わるごとに、割印を押し、右半分のページを集金人が切り取った記憶がある。

昭和39年10月からは、納付組織を通して国民年金に再度加入して以後60歳になる平成4年*月まで、納付組織の集金人に毎月保険料を納付してきたのに、加入当初の申立期間②が未納の記録とされている。

自宅を建て替えた際に、国民年金手帳を失い、当時の領収書は無いが、申立期間の保険料を集金人に納付した記憶がある。

未納と記録されている申立期間①及び②について、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は昭和39年10月に納付組織を通じて国民年金に再加入（任意）し、同年10月以降自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金再加入時期をみると、昭和39年10月1日に納付組織を通じて任意加入していることが申立人に係る納付組織が保管する国民年金被保険者台帳から確認でき、申立内容と符合するが、納付組織が保管

する国民年金印紙購入代金納付者名簿を見ると、申立人が国民年金印紙を購入し、保険料納付を開始したのは昭和 41 年 1 月であることが確認でき、オンライン記録と符合している。しかし、同名簿に記録のある、申立人が国民年金に加入した昭和 39 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間に申立人と同住所地で、納付組織を通じて国民年金に加入した任意加入者 14 人（申立人を除く）についての納付状況を調査したところ、同名簿に国民年金の加入月から納付を開始していない被保険者が 6 人存在するが、うち 5 人はオンライン記録上、国民年金の加入月から納付を開始していることが確認でき、残る 1 人についても同名簿上の納付月の 7 か月前から納付を開始していることから、同名簿の信頼性は低いものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 45 年 3 月までの期間が未納の記録であったが、平成 5 年 10 月 25 日に、申立人の所持する領収書の提示により、納付済みに記録が訂正されていることが確認でき、社会保険庁（当時）において、何らかの事務的過誤が生じ、納付記録が失われたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入していながら、加入月から 15 か月間も保険料を納付しなかったとは考え難いため、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

申立期間①について、申立人は、昭和 36 年 4 月に A 市で国民年金に加入し、同年 4 月から集金人に保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、上述の国民年金手帳記号番号とは異なる別の手帳記号番号の払出しを、昭和 38 年 6 月 15 日ごろに B 市で受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、手帳記号番号の払出時点において申立期間の保険料は過年度納付が可能であるが、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、日本年金機構 C ブロック本部 D 事務センターは、「国民年金手帳記号番号は申立人が老齢年金裁定請求時の平成 10 年に、オンライン記録による名寄せを行い確認されたものであり、同手帳記号番号による申立人の記録を確認した上で、2 回目に払い出されている手帳記号番号の納付記録に、記録統合した。」と説明している。

このほか、申立期間①について申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から48年9月まで

私は、申立期間当時、A市B区にあったお店に住み込みで勤務していたが、住民票は実家のあるC市D区のまま移していなかった。昭和42年12月ごろ、D区役所から実家に国民年金手帳が郵送されたので、勤務先に持ち帰って毎月A市B区のE郵便局で保険料を納付したような覚えがあるが、最近、当時の同僚に確認してみたところ、勤務先に国民年金の集金人が来ていたと教えられた。

また、昭和44年3月ごろ店を退職したので、C市D区の実家に戻ったが、まもなく国民年金の集金人が来るようになった。保険料は、年金手帳に日付入りのスタンプを押してもらう方法で毎月納付していたが、昭和48年度のいつごろからか集金人が来なくなり納付が途切れたものの、忙しくてそのままとなった。昭和48年11月の結婚を契機に、F市で、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、以後私が、夫婦二人分の保険料の納付を担当していた。最初にもらった国民年金手帳は所持していないが、上記期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区にあったお店に住み込みで勤務していた当時、昭和42年12月から退職する44年3月ごろまで、同市B区で国民年金の保険料を納付し、その後は結婚する48年ごろまで実家のあるC市D区で国民年金の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のA市での国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、漢字氏名で検索したところ、申立人と氏名の読み方は異なるものの、生年月日は同一で住所地も一致している者の手帳記号番号が昭和43年4月に払

い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、特殊台帳を見ると、42年12月から43年12月までの保険料が納付されており、申立人がA市B区の店で住み込みをしていたころの申立人の未統合記録と推定され、申立人はこの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立人がC市D区の実家に戻ってからの国民年金保険料の納付について、上記A市B区で払い出された国民年金手帳記号番号の特殊台帳を見ると、昭和44年1月以降は未納の記録となっており、46年2月10日に不在決定と記載されていることから、A市B区役所及び当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）は、申立人の44年以降の住所を把握できず、C市D区を管轄する社会保険事務所に納付記録の進達をすることができなかったものと考えられ、この手帳記号番号では、申立期間のうち、同年1月以降の保険料を納付することができなかったことがうかがえる。

また、申立人と同居していた母親は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、60歳に達するまでの保険料を完納しているところ、申立人の母親の国民年金手帳を見ると、申立期間中の昭和42年度から47年度までの期間は検認印が押されておらず、その期間は現年度納付していないと考えられることから、申立期間当時、集金人に毎月保険料を納付し国民年金手帳に押印してもらったとする申立人の陳述と符合しない上、申立人は、申立期間当時、集金人が途中から来なくなったと陳述しているところ、C市D区が納付書による保険料自主納付方式となったのは、51年度以降であることから、陳述と符合しない。

さらに、申立人が結婚後にF市で国民年金の加入手続をした記録について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和48年12月と記録されており、この時点で、申立期間のうち、46年10月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、また、同年4月から同年9月までの保険料は現年度納付が可能であるものの、申立人は、F市に移ってからは、さかのぼって保険料を納付したことはないと陳述していることから、オンライン記録どおり、同年10月から夫婦一緒に夫婦二人分の保険料の納付を開始していたことがうかがえる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録の訂正が必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月
② 昭和52年7月から53年3月まで

実家の母親が国民年金の加入手続をし、結婚するまで保険料を納めてくれていたが、昭和45年10月に結婚した後は自分で納付するようになった。

昭和47年8月にA市に転居し、翌年の春ごろからB市にあるお店に勤めることになった。同市では子供を預ける保育所の空きが無かったため、勤め先の近くで申し込もうと思い48年9月ごろ一時的にB市に住民票だけに移した。しかし、すぐ保育所が決まったので、その月のうちに住民票をA市に戻したと記憶している。その間、国民年金の住所変更手続きをしておらず、同年9月の保険料も同市で納めているはずである。申立期間①の1か月未納になっているのに、次の月から納付することは考えられない。

昭和50年3月ごろC市に転居し、その年に次女が生まれた。子供に手がかかるようになったので、申立期間②当時は元夫が夫婦二人分の保険料を納めていた。必ず納めているので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市に住んでいたころ、保育所の手続の関係で一時的に住民票をB市に移したことはあったが、保険料は、続けてA市で納めた。また、C市に転居してからは、元夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていたと申し立てている。

申立期間①について、申立人は、昭和48年9月に1か月ぐらいB市に住民票を移していたことがあるが、短期間なので国民年金の住所変更はしていなかったと申し立てているところ、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA市では、当時、3か月ごとの納付書を発行して保険料の徴収を行って

いたことから、申立期間①の1か月だけ保険料の納付がもれることは考え難く、申立期間①直前の同年7月及び同年8月の保険料と一緒に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料は申立人の元夫が納付していたと申し立てているところ、夫婦二人分の保険料を納付していたとする元夫は納付に関する記憶が明らかでない上、元夫の納付記録を見ると、申立期間当時、国民年金保険料を納付していた形跡は無く、申立人の陳述と符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 11 月に国民年金に加入した。加入した時に 2 年分の保険料はさかのぼって納付ができると聞き、50 年 1 月から 52 年 9 月までの保険料を納付した。また、夫は 53 年 1 月に国民年金に加入した。加入した時に 3 年分の保険料はさかのぼって納付ができると聞き、3 年分の保険料を納付した。夫の納付記録は 3 年さかのぼった 50 年 1 月からの納付となっている。

申立期間について、私の記録のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 11 月に国民年金に加入した後、2 年分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 52 年 11 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、この時点で、申立期間のうち、50 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付、同年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立人の夫も国民年金に加入した昭和 53 年 1 月に 3 年分の保険料を申立人と同様にさかのぼって納付したと陳述しており、その夫の納付状況をみると、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳から、夫の国民年金手帳記号番号が同年 1 月に払い出され、保険料については、3 年分さかのぼった 50 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料が過年度納付され、52 年 4 月から同年 9 月までの保険料が現年度納付されていることが確認できること

から、申立内容と符合しており、申立人の陳述に信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、夫婦は、免除期間を除き、国民年金の加入手続後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認でき、夫婦の納付意識の高さがうかがえる上、加入当時から夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付していることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
私の父が昭和 53 年に亡くなり、私が夫婦の国民年金保険料を納付するようになるまで、父が夫婦の保険料を一緒に納付してくれていた。
父が保険料を納付してくれていた申立期間について、妻は納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度納付が可能であった昭和 45 年 4 月以降、60 歳期間満了までの約 37 年間、申立期間を除き、保険料を完納するとともに、申立人の妻は、妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 48 年 12 月以降、現在までの約 37 年間、妻の申立期間である 51 年 1 月から同年 3 月までの期間を除き、保険料を完納していることから、亡くなるまで夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の父親及びその後夫婦の保険料を納付してきたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時において、申立人の父親が、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の申立期間は保険料を納付済みである。

さらに、申立期間は 3 か月間と短期間である上、その前後の期間は、保険料の納付済期間となっており、生活状況等においても特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間について、申立人の妻の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで
夫の父が昭和53年に亡くなり、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付するようになるまで、夫の父が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。
夫の父が保険料を納付してくれていた申立期間について、夫は納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年12月以降、現在までの約37年間、申立期間を除き、保険料を完納するとともに、申立人の夫は、夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度納付が可能であった45年4月以降、60歳期間満了までの約37年間、夫の申立期間である52年1月から同年3月までの期間を除き、保険料を完納していることから、亡くなるまで夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたとする夫の父親及びその後夫婦の保険料を納付してきたとする夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時において、申立人の夫の父親が、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立人の申立期間は保険料を納付済みである。

さらに、申立期間は3か月間と短期間である上、その前後の期間は、保険料の納付済期間となっており、生活状況等においても特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の夫の父親が、申立期間について、申立人の夫の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、44年4月から45年3月までの保険料については、申請免除されていたものと認められるとともに、47年10月から49年3月までの免除期間の保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで
③ 昭和42年1月から同年3月まで
④ 昭和44年4月から45年3月まで
⑤ 昭和47年10月から49年3月まで

昭和37年1月に結婚後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に一緒に納付してきた。

また、夫が42歳になった昭和49年ごろ、夫が大病を患ったことを契機に、年金は老後の命綱であると思うようになり、苦しいながらも、私が夫婦二人分の過去の保険料を、具体的な納付時期及び納付金額等は全く記憶に無いが、数回にわたりまとめて納付したことを覚えている。

夫婦の年金については、すべて私が一緒に管理してきたのに、申立期間の大部分は、夫が納付済みであるのに、私が未納又は免除のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期等を調査すると、夫については、結婚前後の昭和37年1月に夫の母親と連番で払い出されているとともに、同年4月から保険料の納付を開始している一方、申立人は、その3年9か月後の40年10月に手帳記号番号が払い出されており、その時点で現年度納付が可能であった申立期間①直後の同年4月

から申立期間②直前の同年9月までの保険料を納付していることが、国民年金手帳記号番号払出簿及びそれぞれのオンライン記録により確認できる。したがって、申立期間①の保険料は、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができない過年度保険料であるとともに、申立人は、この当時において、集金人以外に保険料を納付したことも、さかのぼって過去の未納保険料を納付した記憶も無いと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の保険料を申立人の夫の保険料と一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①は4年間に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立期間③について、前述のとおり、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、集金人に納付が可能であった申立期間①直後の昭和40年4月から申立期間②直前の同年9月までの保険料を納付していることから、この時点から、申立人が夫婦の保険料と一緒に集金人に納付するようになったものと考えるのが自然であり、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、申立人が夫婦の保険料と一緒に納付していた時期である申立期間③は、夫婦共に保険料の未納期間となっている上、いずれもその直後の42年4月から申請免除が開始されていることが確認できる。この点について、申立人に改めて事情を聴取したところ、ちょうどこのころから生活が苦しくなっていたと陳述していることから、申立期間③に係る夫婦の保険料は、納付が困難な状況であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立人が、夫婦二人分の保険料と一緒に納付するようになった直後の申立期間②は、申立人の夫は保険料を納付済みである上、その前後の期間は、夫婦共に保険料の納付済期間となっている。

また、申立期間②は6か月間と短期間であることなどを踏まえると、申立期間②について、夫婦の保険料と一緒に納付していたとする申立人が、夫の保険料のみを納付し、申立人自身の保険料を納付しないのは不自然である。

申立期間④について、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、申立期間③直後の昭和42年4月に申請免除が開始されて以降、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する前月の54年2月までの約12年間のうち、夫婦が共に保険料を現年度納付している昭和45年度及び50年度の2年間を除いて、夫は、すべて申請免除期間となっているにもかかわらず、夫婦の年金につい

て、一緒に管理してきたとする申立人は、最初の免除申請から2回目の免除更新となる申立期間④の44年度のみが保険料の未納期間とされ、それ以外の期間が夫と共に申請免除期間となっていることは、免除更新が、基本的に毎年、年度ごとに世帯単位で行われていた当時の状況を踏まえると不合理である。したがって、この場合、当該期間に係る免除更新手続についても、夫婦一緒に行われていたものとみるのが相当であり、当時、行政側に何らかの事務的不手際があった可能性も否定できない。

また、昭和50年1月以降に、これらの免除期間に対して、数回にわたり保険料を追納していることが、申立人及びその夫の特殊台帳により確認できることから、49年ごろ、夫が大病を患ったことを契機に、夫婦二人分の過去の保険料を、数回にわたりまとめて納付したとする申立人の記憶は、当該追納の記憶であったものと考えられる。その上、夫婦の保険料追納期間及びその納付日は、申立期間④及び⑤を除き、ほぼ一致していることから、申立人は、基本的に夫婦一緒に保険料を追納する意思があったことがうかがえるとともに、夫は、57年10月に、その時点で10年の時効が完成する直前の47年10月から49年3月までの申立期間⑤に相当する免除期間に対して保険料を追納していることなどを踏まえると、申立人が申立人の免除期間である申立期間⑤の保険料を夫と一緒に追納しない理由は見当たらない。

なお、申立期間④については、前述のとおり、本来は、申立人の夫と共に、申請免除期間であるものと推認されるが、当時及び現在においても、記録上、保険料の未納期間とされていることから、夫の当該免除期間に対して保険料が追納された昭和53年6月及び同年8月において、申立人が申立期間④の保険料を夫と一緒に追納することは、制度上できなかつたものと考えられるほか、その時点で当該期間の未納保険料は既に2年の時効が完成している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、44年4月から45年3月までの保険料を申請免除されていたものと認められるとともに、47年10月から49年3月までの免除期間の保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私は、昭和55年10月に会社を退職する時、会社の事務員から、役所で年金の切替を行うよう勧められたので、厚生年金保険被保険者証を持参して区役所へ出向き、国民年金への切替を行った。その際、赤い用紙の納付書を受け取り、納付金額は覚えていないが、すぐに区役所で保険料を納付した記憶がある。

その後の保険料は、区役所から送付されてくる納付書により、銀行で納付したが、最初に区役所で納付した申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び当該手帳記号番号前後における任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立内容のとおり、申立人が会社を退職した昭和55年10月15日直後に行われたものと推認されるとともに、申立人が加入手続を行った際に受け取ったとする納付書の様式は、当時、A市の区役所窓口において発行されていた国民年金保険料の手書き領収証書に酷似しているなど、その内容に特段不自然な点は認められない。

また、申立期間は3か月間と短期間である上、申立人は、国民年金被保険者期間において、申立期間以外は保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 39 年 5 月ごろ、妻が私の国民年金の加入手続を行い、それ以来、妻が、夫婦の保険料と一緒に、3 か月ごとに自宅に来る集金人に納付してくれていた。

妻が、集金人に保険料を納付すると、当初は、年金手帳に受領印を押してくれていたが、その後、時期は定かではないが、領収証書に変わったことを覚えている。

専業主婦であり、自宅を留守にすることの無い妻が、毎回欠かさず集金人に保険料を納付してきたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する夫婦の国民年金手帳の昭和 47 年度印紙検認記録欄を見ると、夫婦の納付日が同一であるほか、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間について、夫婦共に同時期に過年度納付していることがそれぞれの特殊台帳により確認できるなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間①及び②について、妻は保険料を納付済みである。

また、申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月間と短期間である上、その前

後の期間を通じて、申立人の妻と共に保険料を納付済みであることなどを踏まえると、妻が、申立期間①及び②の保険料と一緒に納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間③、④及び⑤については、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の妻も、同様に保険料の未納期間となっている上、当該期間は合計 15 か月間に及び、この間、集金人に対して、3 か月ごとに一諸に納付した保険料の納付記録が、夫婦同時に、かつ、5 回も繰り返して欠落する可能性は低いものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

結婚する前に国民年金に加入し、結婚してからは夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付し、未納の無いように心がけてきた。

昭和 46 年 3 月に、A 市役所の保険年金課の職員が集金に来られた時に、同職員から、妻には未納期間があるが、今納付するなら全期間が納付済みになると勧められたため、当時、妻の亡父の家を処分したお金を預金していたので、その中から保険料を準備し、同年 6 月の集金の際に妻の保険料として 4 万 7,000 円程度を納付した。

その際、私にも未納期間があると言われたため、余分に引き出していた預金の中から、2 万円程度を納付した。その際、手書きの受領証又は預り証のようなものを受け取った。

帰り際に「この紙は大事ですから、大切にしてください。」と言って帰られたのを夫婦共にはっきりと覚えているが、転居した際にその証書は紛失してしまった。

申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に国民年金に加入するとともに、結婚後の夫婦二人分の国民年金保険料については、夫婦一緒に納付し、未納の無いように心がけてきたと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、申立期間以降の保険料については、夫婦共に完納している上、確認できる夫婦二人分の保険料納付日は一致しており、陳述と符合するとともに、納付意識の高さがうかが

える。

また、申立人は、妻の亡父の家を処分した資金を基に、妻の国民年金保険料として4万7,000円程度を、また、自らの保険料として同様に2万円程度を納付したと当時の状況を具体的に記憶しているところ、当時は第1回特例納付の実施期間中であり、必要な納付金額は、申立人及びその妻の申立内容の金額とおおむね一致する。

さらに、申立人の兄の妻は、申立人の妻が、亡父の自宅を処分した資金を使い、夫婦で過去の夫婦二人分の未納保険料を一括して納付したと話していたこと、及びその話を契機に、自分たち夫婦も同じように特例納付を行おうとしたが、既に時期を逸していたためあきらめていたところ、その後、再び特例納付の機会がめぐってきたため、夫の未納分のみ特例納付を行った旨を具体的に証言しているところ、その兄の特殊台帳を見ると、第2回特例納付実施期間中の昭和49年12月27日に、国民年金制度発足時の36年4月にさかのぼって特例納付していることが確認でき、証言内容と符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

父が手続をしてくれて国民年金に加入したものの、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、結婚してからは夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付し、未納の無いように心がけてきた。

昭和 46 年 3 月に、A 市役所の保険年金課の職員が集金に来られた時に、同職員から、未納期間があるが、今納付するなら全期間が納付済みになると勧められたため、当時、亡父の家を処分したお金を預金していたので、その中から保険料を準備し、同年 6 月の集金の際に私の保険料として 4 万 7,000 円程度を納付した。

その際、夫にも未納期間があると言われたため、余分に引き出していた預金の中から、2 万円程度を納付した。その際、手書きの受領証又は預り証のようなものを受け取った。

帰り際に「この紙は大事ですから、大切にしてください。」と言って帰られたのを夫婦共にはっきりと覚えているが、転居した際にその証書は紛失してしまった。

申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に国民年金に加入するとともに、結婚後の夫婦二人分の国民年金保険料については、夫婦一緒に納付し、未納の無いように心がけてきたと申し立てしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間以降の保険料については、夫婦共に完納している上、確認できる夫婦の保険料納付日

は一致しており、陳述と符合するとともに、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、亡父の家を処分した資金を基に、自らの国民年金保険料として4万7,000円程度を、また、夫の保険料として同様に2万円程度を納付したと具体的に当時の状況を記憶しているところ、当時は第1回特例納付の実施期間中であり、必要な納付金額は、申立人及びその夫の申立内容の金額とおおむね一致する。

さらに、申立人の義兄の妻は、申立人が、亡父の自宅を処分した資金を使い、夫婦で過去の夫婦二人分の未納保険料を一括して納付したと話していたこと、及びその話を契機に、自分たち夫婦も同じように特例納付を行おうとしたが、既に時期を逸していたためあきらめていたところ、その後、再び特例納付の機会がめぐってきたため、夫の未納分のみ特例納付を行った旨を具体的に証言しているところ、その兄の特殊台帳を見ると、第2回特例納付実施期間中の昭和49年12月27日に、国民年金制度発足時の36年4月にさかのぼって特例納付していることが確認でき、証言内容と符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から41年3月まで
② 昭和60年7月から同年9月まで

申立期間①の国民年金保険料については、自分では納付していないので詳しいことは分からないが、兄が代わりに国民年金の加入手続きを行い、自分たち夫婦及び父母の国民年金保険料とともに納付してくれたと思う。あるいは、昭和44年2月に結婚した前夫が既に国民年金に加入していたので、前夫が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①を含むそれまでの未納保険料を代わって納付してくれていたのかも知れない。

申立期間②については、昭和45年11月に再婚後、私が国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。再婚後、何度か転居したが、それぞれの役所から毎年送付のあった納付書で、3か月ごとに、夫婦で経営していた会社のあったA市内の金融機関で納付した。申立期間②当時は、B市の納付書で納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることについて、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、昭和45年8月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間②について、申立人は、B市から送付されてきた納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を、A市内の金融機関で、自身が納付し

たと申し立てしているところ、オンライン記録を見ると、夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人及びその夫の国民年金保険料は、昭和 45 年 11 月の結婚以降、未納が無く、また、この間において、申立人は、保険料の前納及び厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う種別変更手続も適切に行っており、納付意識及び国民年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

加えて、オンライン記録を見ると、夫婦二人分の国民年金保険料の納付状況は、おおむね一致しており、納付意識が高く国民年金制度に対する関心の高い申立人が 3 か月と短期間である申立期間②の保険料について、夫の分のみを納付し、自身の分を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人は、兄又は前夫のいずれかが、申立人の国民年金の加入手続を行い、自分たちの国民年金保険料とともに納付していたと思うと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、兄夫婦及び父母の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年に、また、前夫の手帳記号番号は 36 年に、それぞれ払い出されているものの、申立人の最初の手帳記号番号は、D 市において、44 年 3 月に払い出されており、申立人の手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①の保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない一方、兄もはっきりとは覚えていないと陳述しており、申立人が申立期間①の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 2 月まで

国民年金の加入については、国民年金制度が始まったころ、当時、市役所職員に勧められ、自分も加入した方がよいと判断し、昭和 36 年 4 月ごろ、自宅から 8 km ほど離れた古い A 市役所の本庁舎に出向き手続をした。

申立期間の国民年金保険料については、毎月のように、国民年金手帳を持参して、A 市役所 B 支所に出向き、自分自身で納付していた。

B 支所は自宅から 4 km も離れており、毎回、山を上り下りして大変な思いをしていたので、よく覚えている。同支所への到着は、昼休みの時間帯になることが多かったが、いつも 1 又は 2 名の男性職員がおり、手帳及び現金を渡すと、手帳にシールを貼^はってくれた。

国民年金保険料額については、昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までは月額 150 円で、途中から保険料月額が 250 円に増額したことを覚えているが、増額される際、支所窓口の係員が、「制度が変わるので年金手帳を預かる。」と言ったので、渡した記憶がある。

また、昭和 42 年 3 月から、居住地の A 市 C 地区では、グループ納付と呼ばれる近隣住民による国民年金保険料納付制度が始まり、当番の担当者が集金後、まとめて役所で納付するようになった。このため、これ以降は、自分で支所に出向く必要はなくなった。

支所の窓口で、納付したはずである申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時の状況について、加入勧奨を受けた職員

の名前を覚えているところ、A市市民生活課に確認したところ、当該職員は、昭和36年から40年ごろまで、国民年金担当として確かに在職していた旨の回答があり、申立人の陳述と符合している。

また、申立人は、昭和60年*月の60歳到達時までの期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎回、A市役所B支所の窓口で納付した状況について、具体的に陳述するとともに、申立期間以降の昭和42年3月から保険料の納付方法が変わったことについても明確に記憶している。

この点について、A市市民生活課からは、申立期間当時の状況として、i) C地区では国民年金保険料の集金人制度は無く、住民自身が支所等へ出向き納付していたこと、ii) B支所には、市役所本庁から2名程度の職員が派遣されており、特に昼休み時間中の対応も行っていたこと、iii) 保険料収納は原則3か月ごとであったが、地域によっては毎月ごとの収納も行われていたこと、iv) 昭和42年ごろから、同地区のような保険料等の収納が困難な過疎地域においては、地区ごとに税金及び保険料等について近隣の10数軒ごとのグループで納付する方式を開始したことも事実であることなど、陳述を裏付ける回答が得られ、申立人の保険料納付等についての一連の陳述内容の信ぴょう性は高いものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金手帳について、国民年金保険料額が150円から250円に増額される際に、B支所に預けたとも陳述しているところ、保険料額が250円に増額された時期は昭和42年1月からであり、申立人の居住地区でのグループ納付が始まったとされる時期とも符合している。

これらのことからみて、申立人の居住地区における国民年金保険料の収納方法が、個人別の手帳印紙検認方式からグループ納付方式へ移行するに際して、何らかの事務手続の必要から、B支所の職員が対象住民の手帳を預かった可能性も否定できず、この点についての申立人の陳述に不自然な点は無いと考えられる。

このほか、特殊台帳を見ると、申立期間後の昭和42年10月から43年3月までの期間について、申請免除の事跡が確認できる一方、オンライン記録では納付済みとなっているなど、記録管理が適正に行われていない状況もみられ、申立人の国民年金保険料の納付の記録管理において何らかの事務的過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年3月まで

時期は定かではないが、昭和51年の結婚後、元夫が、国民年金の加入手続をしてくれたはずである。

加入手続後は、送られてきた納付書で、銀行及び郵便局で納付していたが、加入した最初のころ、未納だった分について、何か月分かのまとまった額を納付するよう別の納付書が送られてきたので、銀行又は郵便局で納付したことを覚えており、それが、申立期間だったのではないかと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和53年8月3日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号払出以降の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和52年度について「53催」と納付催告の記録があり、納付書が発行されていたことが確認でき、申立内容と符合し、納付意識の高かった申立人が、納付書を交付されながら未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人は、子供を出産する昭和53年*月前ごろに、国民年金保険料をさかのぼって納付したこと、また、その際使用した納付書が現年度納付

の場合と異なっていたことなどについて詳細に記憶している上、特殊台帳を見ると、加入当初の納付記録はすべて現年度納付となっていることから、国民年金に加入した当初、一度だけさかのぼって納付したとする申立人の陳述の信ぴょう性は高いものと認められる。

一方、申立人は、未納分をまとめて納付した記憶はあるものの、その期間及び金額等についての記憶は曖昧^{あいまい}である上、納付催告の記録が確認できるのは、昭和 52 年度についてのみであることから、51 年度以前については過年度保険料に係る納付書が発行されなかった可能性を否定できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、昭和 51 年度以前の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

はっきりとは覚えていないが、A市B区に住んでいた昭和41年ごろ、自宅に来た区役所の職員から、国民年金への加入を勧められたと思う。

B区で当初の保険料を納付した後、C市に転居して、同市の集金人に保険料を納付するようになった。

申立期間の保険料については、はっきりとは覚えていないが、納付書のようなものを使って、集金人に一括して納付したように思う。

申立期間直前の昭和39年度については、手元に預かり証を保管していたため、平成18年になって、未納から納付済みに訂正されたが、申立期間の保険料についても、時期は定かではないが、同様に集金人に納付したと思うので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、職権により昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、加入手続以降に係る国民年金保険料をすべて納付している上、前納している時期もあるなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、A市では、職権により国民年金手帳記号番号を払い出した者を対象として、現年度保険料の納付書に併せて、1年分の過年度保険料の納付書を送付していることが、当時の市広報紙で確認でき、陳述内容と符合する。

加えて、申立人主張のとおり、申立期間直前の昭和 39 年度については、申立人が所持していた預かり証を根拠として、平成 18 年 7 月 14 日付けで、未納から納付済みに訂正されているところ、当該預かり証を見ると、昭和 41 年 12 月 3 日付けで 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料として 1,200 円を C 市の担当者が預かった旨が記載されており、当時、同市においては、市の集金人が過年度保険料の収納に関与していたことが確認できる。

これらのことからみて、納付意識の高い申立人が、申立期間直前の 1 年分の過年度保険料を集金人に納付したにもかかわらず、同様に集金人に対して過年度納付が可能であった申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

平成6年8月に会社を退職し、すぐに次の会社に入社したが、しばらくは厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったため、妻が手続を行い、国民年金に加入した。

申立期間当時は、妻が定期的に金融機関及び役所の窓口で保険料を納付してくれていた。

妻は、何度か納付が遅れた時があったが、後日送付されて来た納付書で、信用金庫の窓口で国民年金保険料を納付したことを覚えている。

妻が申立期間の保険料を納付していたのは間違いないので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から、A市において、平成6年10月に払い出されているものと推認されることから、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は3か月と短期間である上、オンライン記録を見ると、申立期間直前の平成6年11月及び同年12月の国民年金保険料は7年6月2日に過年度納付し、申立期間直後の同年4月の保険料は同年5月15日に現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻に係る納付記録等を確認したところ、国民年金手帳記号番号の払出以降の保険料について未納は無い上、種別変更等も的確に行われており、納付意識の高

さ等がうかがえる。

加えて、申立人の妻は、国民年金保険料の納付に関して、納期限が過ぎてしまったことが何回かあり、その後、送付された納付書により、金融機関で納付したと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、平成8年6月7日に申立期間に係るものとみられる納付書が作成されていることが確認できることなど陳述と符合し、納付意識の高い申立人の妻が、3か月間と短期間である申立期間の保険料を過年度納付せずに放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、制度発足の昭和 36 年 4 月から夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間の保険料については、女性の集金人が自宅に来ていたので、妻が夫婦二人分を定期的に納付していたと思うが、妻は保険料をまとめて納付したこともあったと思う。

なお、申立期間については、妻も未納となっていたが、平成 19 年 9 月に年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ認められ、20 年 8 月 15 日付けで記録訂正されている。

申立期間について、自身の保険料のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、夫婦連番で昭和 39 年 5 月 22 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人及びその妻の国民年金保険料は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまで、申立期間を除き完納されており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、当該期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和55年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月31日から同年11月4日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C支店から同社B支店に異動した時期であり、継続して同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、同社の転勤辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和55年10月21日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年11月の社会保険事務所（当時）の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届に係る手続に誤りがあったと思われるとしていることから、事業主が昭和55年11月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から5年6月22日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社では、B業務担当の役員（代表取締役副社長）として勤務し毎月320万円の給与を得ていた。

申立期間の標準報酬月額を引下げ前の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成5年6月22日）の後の平成5年8月20日付けで、2年10月1日にさかのぼって、同年10月から5年3月までは9万8,000円、同年4月及び同年5月は32万円に、遡及^{そきゅう}して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正は、過去の定時決定（平成2年10月、3年10月、4年10月）を越えて行われており、新たに別途1回の随時改定（平成5年4月）が追加される等、不自然な処理となっている。

また、申立人は、申立期間当時の給与額は毎月320万円であったとしているところ、申立期間当時にA社から税務を受託していた税理士は、「申立期間当時の申立人の年収は3,000万円以上あった。」と陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に標準報酬月額が遡及訂正されている者が二人（取締役社長及び取締役）確認できるところ、A社の申立期間当時の経理部長は、「社会保険料の滞納が1か月分有り、社会保険事務所

の職員が納付督促に訪問してきた。」旨陳述している。

一方、商業登記の記録によれば、申立人は、上記遡及訂正の当時、A社の代表取締役二人のうちの一人名であったことが確認でき、申立人自身も「代表取締役副社長」であったとしているが、前述の経理部長は、「申立人は、副社長としてB業務を担当していた。C業務全般は、社長が担当していた。」と陳述しており、申立人も同様の陳述を行っている。

これらを総合的に判断すると、平成5年8月20日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるが、申立人について2年10月1日にさかのぼって標準報酬月額を減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出た、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を95万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月3日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社において平成16年12月3日に支給された賞与の標準賞与額は48万円と記録されていることが分かった。

しかし、実際に受けた賞与額は95万720円であった。会社が賞与支払届を提出する際、誤った金額を届け出たもので、厚生年金基金と健康保険組合の記録は既に訂正されている。

申立期間に係る標準賞与額を実際に受けた賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年12月3日に支給された賞与支払明細書及び同年12月11日付け経費等支払申請書から、申立人は、95万720円の賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保

険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間における標準賞与額は、賞与支払明細書及び経費等支払申請書の賞与額から、95万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年5月13日に、B社における資格喪失日に係る記録を15年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、12年4月は13万4,000円、14年12月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月28日から同年5月13日まで
② 平成14年12月29日から15年1月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びその関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社から子会社のB社へ異動した時期である。申立期間②は、同社から親会社のA社へ異動した時期であり、継続して両社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及びA社の担当者の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社又は子会社のB社に継続して勤務し(平成12年5月1日にA社からB社に異動、15年1月6日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年5月13日であることから、申立人は、A社において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書の保険料控除額及び報酬月額から、平成12年4月は13万4,000円、14年12月は、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が平成12年4月28日及び14年12月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る12年4月及び14年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 7154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本社から同社B支店へ異動になった時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店提出の在籍証明書、申立人提出の給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し(平成18年9月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額は、給与明細書の報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主

は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成18年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から同社の親会社であるB社に異動した時期であり、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社から提出された在職証明書及び人事記録並びに両社の事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間も両社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年1月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和51年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C本社から同社D工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社提出の在籍期間証明書及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和47年12月1日にA社C本社から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は42万円、同年12月10日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）において申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。賞与から保険料を控除されていたことが確認できる申立期間当時の源泉徴収票を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の源泉徴収簿及び申立人提出の源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿の保険料控除額から、平成16年8月10日は42万円、同年12月10日は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主

は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社における申立期間の標準賞与額が、4万5,000円と記録されているとの回答をもらった。実際には45万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及びA社の賃金台帳から、申立人が、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額を誤って届け出たとしており、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいても、同社が申立人の申立期間に係る賞与額を4万5,000円と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年4月から同年9月までは22万円、4年3月から同年5月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年10月1日まで
② 平成4年3月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。申立期間の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成3年4月から同年9月までは22万円、4年3月から同年5月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料しか納付していな

いとしていることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月20日、資格喪失日が18年10月5日とされ、当該期間のうち、同年1月1日から同年10月5日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月1日から同年10月5日まで

私は、平成12年4月20日にA社に入社し、18年10月4日まで継続して勤務した。

しかしながら、会社の事務過誤により、資格喪失日が平成18年1月1日となっていた。21年1月に会社が資格喪失日の訂正を行った結果、記録は訂正されたものの、年金給付には反映されない期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の出勤簿によると、申立人は申立期間も引き続き同社において勤務していることが確認できる。

また、同僚のうち一人は、「申立人と一緒に退職することになった。」としているところ、当該同僚のA社における資格喪失日は、平成18年10月5日となっていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、当該同僚は、「申立人は入社からA社を退職するまでB業務に従事

し、勤務形態にも変化は無かった。」旨を陳述していることから、申立人に係る保険料控除が継続しない特段の事情は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年12月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月27日に事業主が申立人の資格喪失日を18年10月5日とする訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年7月1日、資格喪失日が16年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が年金額の計算対象となっていない旨の回答をもらった。同社には平成16年9月30日まで勤務し、申立期間についても保険料を控除されていたので、申立期間の加入記録が年金額の計算対象となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「就業週報・月報」及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間も同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成17年10月1日に、資格喪失日に係る記録を18年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同社には平成17年9月22日ごろに入社し、同年10月から社会保険に加入することとなった。同年10月から同年12月までの給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書並びにB社が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与台帳から、申立人が、平成17年10月1日から同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書等で確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社で継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が平成16年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和28年11月29日）を昭和28年12月1日に、資格取得日に係る記録（昭和33年8月2日）を32年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年11月は6,000円、32年9月から33年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月29日から同年12月1日まで
② 昭和32年9月25日から33年8月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和27年から平成4年まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社で継続して勤務し（昭和28年10月10日にA社本社（厚生年金保険の適用事業所名はA社）から同社B支店に異動、32年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、異動後の所属先であったA社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和28年12月1日）の前の期間であるため、申立人については、同社本社において被保険者となるべきであったと考えるのが妥当である。

一方、申立期間②については、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所とな

った日（昭和 35 年 4 月 1 日）の前の期間であるが、同支店での勤務が確認できる上司及び同僚については、申立期間に同社本社における被保険者記録が有ることから、申立人についても、同社本社において被保険者となるべきであったと考えるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 28 年 10 月及び 33 年 8 月の社会保険事務所の記録から、28 年 11 月は 6,000 円、32 年 9 月から 33 年 7 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所に対して誤って行い、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、申立期間①について、事業主が昭和 28 年 11 月 29 日を資格喪失日として届け、また、申立期間②について、事業主が 33 年 8 月 2 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 11 月及び 32 年 9 月から 33 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年11月28日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月28日から同年11月28日まで

私は、昭和60年4月1日にA社に入社し、平成10年11月27日まで同社で勤務した。雇用保険被保険者離職票では、同社の離職日は同年11月27日と正しく記載されているが、厚生年金保険の加入記録では、資格喪失日が同年10月28日と誤っている。納得がいかないため申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された人事記録、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は平成10年11月27日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人から申立期間に係る保険料を控除しているが、資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に提出した。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年10月1日（定時決定）の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は事務的過誤により申立人の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たため履行していないとしていることから、事業主が平成10年10月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月2日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月2日から同年11月2日まで

私は、昭和48年の春にA社に入社し、60年3月に退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社より提出された人事記録及びD健康保険組合より提出された加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和48年11月2日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が 30 万円であるとの回答を受けた。給与明細書の控除額には標準報酬月額 30 万円相当額以上の保険料が控除されているので、正しい記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 8 年 10 月適用の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び申立人から提出された同年 11 月分から 9 年 8 月分までの給与明細書によると、i) 管轄社会保険事務所は、申立人の当該事業所における申立期間の標準報酬月額を 38 万円と決定していること、ii) 同社は、申立人の 8 年 11 月分から 9 年 8 月分までの給与から、標準報酬月額が 38 万円に相当する厚生年金保険料を控除していることが確認でき、この標準報酬月額は、オンライン記録の 30 万円と相違していることが確認できる。

一方、A社は、申立期間当時、健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、複写式の様式を使用していたと陳述しているところ、平成 8 年 10 月適用の B 厚生年金基金加入員標準給与決定通知書には、申立人の標準報酬が 38 万円と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月22日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録(写)、申立人が提出した赴任票(写)及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和63年8月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年6月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載した被保険者資格喪失日を誤って昭和63年7月22日として届け出たと回答していることから、事業主は同日を被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成9年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成8年4月から同年9月までは18万円、同年10月から9年3月までは20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、A社に平成6年3月に入社し、9年3月末日まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が提出した給与支給明細書の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において平成8年4月1日に資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日にいったん標準報酬月額の定時決定が行われており、また、資格の喪失に係る処理及び当該定時決定の取消処理が、資格の喪失から約1年後の9年4月11日に行われていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の退職手続に通常と異なる手続をしたような^{じせき}事蹟等は無い。当時の給料明細書が残っており、保険料控除もしていたので、雇用保険の記録のとおり、厚生年金保険も平成9年4月1日付けで資格喪失の手続をしたと思う。」旨を回答しているところ、オンライン記録によると、申立人を除いた同社の被保険者の資格の喪失に係る記録の処理日は、資格喪失後1か

月以内の日付で記録されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「退職時に、厚生年金保険について何か説明を受けた記憶は無く、申立期間の年金記録に未加入期間は無いはずである。給与から控除された保険料の返還も受けていない。」と陳述している。

これらのことから、事業主が、平成9年4月になって申立人の資格喪失日を約1年前の8年4月1日として届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年4月から同年9月までは18万円、同年10月から9年3月までは20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月14日、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年7月14日は7万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年8月12日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年8月11日
⑤ 平成16年12月21日

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社から支給を受けていた申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が無かった。当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月14日は7万円、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日は23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は事務過誤を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月14日、同年8月12日、同年12月19日、16年8月11日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成7年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C工場）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年3月1日まで

私は、B社に平成元年3月21日に入社して、現在も同社に在職中である。4年7月21日に同社子会社のA社に異動し、7年3月1日にB社本社に戻ったが、社会保険事務所の記録によると、A社での資格喪失日が同年2月1日となっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD企業年金基金加入員資格喪失届・同資格取得届及びE健康保険組合の適用台帳並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（平成7年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人は平成7年3月1日にA社で同基金加入員資格を喪失し、同日にB社で同資格を取得したことが確認でき、同基金での加入期間に欠落は無い。

さらに、上記健康保険組合の適用台帳によると、申立人は平成7年3月1日にA社で同組合加入員資格を喪失し、同日にB社で同資格を取得したことが確認でき、同健康保険組合での加入期間に欠落は無い。

加えて、B社に照会したところ、「申立期間当時、資格の取得及び喪失に係る届出は複写式の様式を使用しており、同一内容のものを、厚生年金基金、健

康保険組合及び社会保険事務所へ提出していた。」旨の回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成7年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年6月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年6月1日まで
② 昭和38年2月1日から41年1月18日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間(申立期間①)に係る脱退手当金及びB社に勤務した期間(申立期間②)に係る脱退手当金がそれぞれ支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5年後の昭和26年5月26日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は申立人の旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和21年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当該申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないとしている。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の

欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当該申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 39 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 7 月ごろに、A 社の B 事業所で現場採用され、同社の B 事業所で勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 39 年 7 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚の証言から、入社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間において同社の B 事業所に現場採用の従業員として勤務していたことが推認できる。

また、A 社が保管する「厚生年金退職者名簿一覧表」において、申立人の同社での厚生年金保険加入年月日は、昭和 39 年 6 月 1 日と記録されていることが確認できる。

さらに、上記の「厚生年金退職者名簿一覧表」において、A 社での厚生年金保険加入年月日が申立人と同一日の昭和 39 年 6 月 1 日と記録されている同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日となっていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39

年6月1日から同年7月1日までの期間について、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和37年7月から39年6月1日までの期間について、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残存せず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明であるが、現場採用の従業員は、日給制又は時給制の作業員であり、失業保険及び日雇労働者に適用される健康保険にのみ加入させており、厚生年金保険には加入させていなかったため、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと考えられる。」旨回答している上、申立人が申立期間に同一現場で一緒に勤務していたとする同僚を含む同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚も、「当時、現場採用の従業員は、失業保険及び日雇労働者に適用される健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述している。

なお、A社は、「申立期間当時、現場採用の従業員についても、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っている場合があったものの、当時の資料等が残存せず具体的な適用基準等は不明であり、申立人が当社での厚生年金保険被保険者資格を取得した経緯及び理由は分からない。」旨回答しているところ、同社での被保険者資格を昭和39年7月1日に取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社の正社員ではなかったとする同僚は、「私は、昭和37年11月ごろからA社のB事業所に勤務していた。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、現場採用の従業員の一部について、入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和37年7月から39年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から33年1月17日まで
② 昭和33年4月28日から同年11月25日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和31年4月から33年1月17日までの期間(申立期間①)及び同年4月28日から同年11月25日までの期間(申立期間②)が、厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和31年4月から33年11月25日までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和32年10月1日から33年1月17日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった32年10月1日と同一日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に在籍していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚は、「A社では、従業員の利用形態に区別は無く、全員が正社員であった。同事業所に在籍していれば、厚生年金保険に加入しているはずである。」

旨陳述している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚及び当該同僚の一人が名前を挙げた別の複数の同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和32年10月1日から33年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和36年10月16日に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であるため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和31年4月から32年10月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から、申立人は、期間は特定できないものの、同年10月1日以前から同事業所に在籍していたことが推定できる。

しかし、A社は、昭和32年10月1日に適用事業所となっていることが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同事業所は、当該申立期間において適用事業所となっていない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同事業所が適用事業所となった昭和32年10月1日と同一日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、昭和28年ごろからA社に勤務していたが、被保険者資格を取得した日以前の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している。

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該申立期間中に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、「申立人が、当該申立期間において、A社に在籍していたかどうか分からない。」旨陳述している上、申立期間①及び②に同社での在籍が確認でき、申立人のことを記憶する複数の同僚も、「申立人が、申立期間②においてA社に在籍していたかどうかは分からない。」旨陳述している。

また、申立人がA社を退職後に勤務したとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格を申立人

と同一日の昭和 33 年 12 月 1 日に取得したことが確認できる同僚は、「私は、申立人と共に同年 12 月に当該事業所に勤務した。申立人が当該事業所に勤務することになった経緯は知っているが、申立人が当該事業所に勤務する前に勤務していた事業所名及び退職時期は分からない。」旨陳述している。

さらに、A社は、昭和 36 年 10 月 16 日に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であることから、申立期間①のうち、31 年 4 月から 32 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和 31 年 4 月から 32 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 31 年 4 月から 32 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが、支払明細書から確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の申立期間に支給された賞与の支払明細書において確認できる保険料控除額から、21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 16 年 7 月の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から48年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が同社に記録されている標準報酬月額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社作成・保管の被保険者台帳を見ると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、9万8,000円と記載されていることが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料は、当該被保険者台帳に記載された9万8,000円の標準報酬月額に基づき控除した。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、9万8,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除し、当該保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、56万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、56万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、16万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、16万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細表により、申立人は、申立期間において、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、《申立期間》(別添①一覧表参照)に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添①一覧表参照)は《標準賞与額》(別添①一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添①一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、《申立期間》(別添①一覧表参照)に支給された賞与において、《標準賞与額》(別添①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添①一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
大阪 事案7182	女		昭和28年 生		平成16年 7 月 14 日	13万円
					平成18年12月18日	13万円
大阪 事案7183	男		昭和33年 生		平成16年 7 月 14 日	16万円
					平成18年12月18日	16万円
大阪 事案7184	男		昭和36年 生		平成16年 7 月 14 日	3 万円
					平成18年12月18日	6 万円
大阪 事案7185	女		昭和39年 生		平成16年 7 月 14 日	5 万円
大阪 事案7186	女		昭和47年 生		平成16年 7 月 14 日	11万円
大阪 事案7187	女		昭和33年 生		平成16年 7 月 14 日	2 万円
大阪 事案7188	男		昭和30年 生		平成18年12月18日	4 万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添②一覧表参照)は《標準賞与額》(別添②一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添②一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、《申立期間》(別添②一覧表参照)は《標準賞与額》(別添②一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年6月29日)に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添②一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
大阪 事案7189	男		昭和38年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	70万円 70万円 40万円 90万円 100万円
大阪 事案7190	男		昭和29年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	50万円 50万円 30万円 70万円 70万円
大阪 事案7191	男		昭和40年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	35万円 40万円 35万円 70万円 70万円
大阪 事案7192	男		昭和37年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	46万8,000円 46万8,000円 50万円 70万円 70万円
大阪 事案7193	男		昭和34年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	35万2,000円 35万2,000円 35万円 35万円 35万円
大阪 事案7194	女		昭和40年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	18万円 18万円 18万円 18万円 18万円
大阪 事案7195	男		昭和49年 生		平成17年 1月30日 平成17年 7月31日 平成18年 1月29日 平成18年 7月24日 平成19年 1月28日	18万円 18万円 18万円 18万円 18万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
大阪 事案7196	女		昭和37年 生		平成17年 1 月30日 平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	18万円 18万円 18万円 18万円 18万円
大阪 事案7197	女		昭和40年 生		平成17年 1 月30日 平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	18万円 18万円 18万円 18万円 25万円
大阪 事案7198	男		昭和54年 生		平成17年 1 月30日 平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	18万円 18万円 18万円 25万円 25万円
大阪 事案7199	男		昭和55年 生		平成17年 1 月30日 平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	18万円 18万円 18万円 18万円 25万円
大阪 事案7200	女		昭和26年 生		平成17年 1 月30日 平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	60万円 60万円 60万円 60万円 80万円
大阪 事案7201	男		昭和42年 生		平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	35万円 35万円 50万円 50万円
大阪 事案7202	男		昭和23年 生		平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	10万円 18万円 18万円 18万円
大阪 事案7203	男		昭和34年 生		平成17年 7 月31日 平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	5 万円 11万円 18万円 11万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
大阪 事案7204	女		昭和39年 生		平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	11万円 18万円 18万円
大阪 事案7205	男		昭和47年 生		平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	52万2,000円 70万円 70万円
大阪 事案7206	男		昭和47年 生		平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	52万2,000円 70万円 70万円
大阪 事案7207	男		昭和43年 生		平成18年 1 月29日 平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	33万6,000円 35万円 35万円
大阪 事案7208	男		昭和42年 生		平成18年 7 月24日 平成19年 1 月28日	70万円 70万円
大阪 事案7209	男		昭和35年 生		平成19年 1 月28日	50万円
大阪 事案7210	男		昭和57年 生		平成19年 1 月28日	18万円
大阪 事案7211	男		昭和58年 生		平成19年 1 月28日	18万円
大阪 事案7212	男		昭和39年 生		平成19年 1 月28日	25万円

大阪国民年金 事案 4547(事案 3606 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
④ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

私達が A 市に居住していた昭和 35 年ごろ、市の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、私が、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。

加入後は、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 38 年ごろから、経済的に余裕ができたので、私が自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたと思う(申立期間①)。

昭和 44 年ごろに、B 市に転居した後も生活は苦しかったが、47 年ごろから生活は向上し、私が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと思う(申立期間②、③、及び④)。

夫の申立期間①、②、③及び④の保険料は、私が、私の分と一緒に夫婦二人分を納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、申立人は、生活状況が改善した昭和 38 年ごろから、申立人の妻が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は申立期間①を含む 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、申請免除されていることが、申立人

が所持する国民年金手帳及び申立人に係る特殊台帳の納付記録から確認できる上、当該期間は申立人の妻も申請免除期間であることが、申立人の妻が所持する国民年金手帳及び申立人の妻に係る特殊台帳の納付記録から確認できる。

申立期間②、③及び④に係る申立てについて、申立人は、いずれの期間も申立人の妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てているが、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②、③及び④の保険料はいずれも未納と記録されており、過年度納付された事跡も見当たらない。

また、申立人の妻に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、妻も当該期間の保険料は未納と記録されており、過年度納付された事跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻が、申立人の申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、今回、申立期間の国民年金保険料はすべて納付したとする従来の主張を繰り返しているが、新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4548(事案 3605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
④ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

私達が A 市に居住していた昭和 35 年ごろ、市の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。

加入後は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 38 年ごろから、経済的に余裕ができたので、私が、自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたと思う（申立期間①）。

昭和 44 年ごろに、B 市に転居した後も生活は苦しかったが、47 年ごろから生活は向上し、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと思う（申立期間②、③及び④）。

申立期間①、②、③及び④の保険料は、私が、夫の分と一緒に夫婦二人分を納付しているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、申立人は、生活状況が改善した昭和 38 年ごろから、申立人が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は申立期間①を含む昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料について申請免除されていることが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る特殊台帳の納付記録から確認できる上、当該期間は申立人の夫も申請免除期間であることが申立人の夫が所持する

国民年金手帳及び申立人の夫に係る特殊台帳の納付記録から確認できる。

申立期間②、③及び④に係る申立てについて、申立人は、いずれの期間も申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと申し立てているが、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②、③及び④の保険料はいずれも未納と記録されており、過年度納付された事跡も見当たらない。

また、申立人の夫に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、夫も当該期間の保険料は未納と記録されており、過年度納付された事跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

国民年金保険料を納付したとする申立人は、今回、申立期間の国民年金保険料はすべて納付したとする従来の主張を繰り返しているが、新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から50年9月まで

私は、学校を卒業後、両親と商売をしていた。そのころ、父は国民年金に加入していたが、母と私は加入していなかったため、昭和54年1月ごろにA市で母と一緒に国民年金に加入した。

私は、今まで国民年金に加入していない人も、過去にさかのぼって保険料を納付することができる特例納付のことを報道で知り、その期間に母と私は国民年金に加入し、母と同じころまでさかのぼって保険料を納付したと記憶していたが、母は昭和40年4月から納付した記録になっているのに、私は50年10月から納付している記録で、申立期間の保険料が未納の記録になっている。

私は、特例納付期間に納付した金額及び具体的な納付内容を覚えていないが、私と母は同じころまでさかのぼって保険料を納付した記憶があるので、私の申立期間の納付記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に、A市で申立人の母親と一緒に国民年金に加入し、40年10月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその母親に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、両者は昭和51年1月から53年3月までの保険料を54年1月26日に過年度納付した後に同年7月31日に特例納付を行っていることが確認でき、国民年金被保険者名簿上の当該納付記録についてはオンライン記録と一致しているが、申立人は、過年度納付と特例納付を別々に行ったこと、及び納付金額についても記憶が無いと陳述している。

また、申立人及びその母親が国民年金に加入した昭和54年1月は、第3回

特例納付実施期間中であり、強制加入被保険者となるべき両者は、20歳到達月又は国民年金制度発足月（昭和36年4月）までさかのぼって未納保険料を納付することが制度上可能であったところ、両者が保険料の納付を開始した同年4月当時、既に54歳になっていた申立人の母親は、以後60歳到達まで国民年金保険料を完納したとしても保険料納付済期間は77月となり、年金受給権を確保できる228月に151月も満たない状況であったことから、受給権を確保するために27月の過年度納付と129月の特例納付（合計156月分の納付）を行うことが必要であった。一方、申立人は、同年7月31日に、50年10月から同年12月までの保険料を特例納付していることが申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から確認できることから、同年4月当時33歳になっていた申立人は、以後60歳到達まで国民年金保険料を完納した場合、保険料納付済期間は330月となり、年金受給権を確保できる300月を十分に満たせる状況であったことから、27月の過年度納付及び3月の特例納付の他に、さらに申立期間である120月分の保険料の特例納付を行ったとは考え難い。

このことは、第3回特例納付実施期間当時のA市において、60歳到達まで保険料を納付しても年金受給権を確保できない無年金者と無年金者になるおそれのある37歳以上の年金未加入者を対象に特例納付を推奨していた事実と符合する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年10月まで

私は、昭和36年ごろ国民年金制度が発足したことを知り、将来のことを考えて自身で国民年金の加入手続をしたと思うが、具体的な手続状況等は覚えていない。

私は、定期的に自宅に来訪する集金人に現金で国民年金保険料を渡し、その際に領収証書をももらったことを記憶しているが、保険料額についての記憶は無い。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、自宅に来る集金人に定期的に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人は昭和50年10月8日に国民年金任意被保険者資格を取得していることが確認でき、申立内容と符合しない。また、国民年金の加入時点において、申立期間は国民年金未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間当時、A市では国民年金手帳による印紙検認方式による納付方式を実施していたが、申立人は国民年金に加入した際に国民年金手帳を受領した記憶は無く、申立期間の保険料についても納付書により納付したとする陳述は当時の同市の運用と符合しない。

加えて、申立人が、昭和36年ごろに国民年金の任意加入手続を行い、同年4月から保険料を現年度納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出

しが必要であるが、A市を管轄するB年金事務所において、同年4月から37年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認し、各種の氏名検索を行ったが申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年5月まで

私が大学を卒業してから、両親が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、私自身は一切手続していないので詳しいことは分からない。

両親は、決められたことはきちんとする性格だったので、加入手続だけを行い、国民年金保険料を納付していないのは考えられない。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに両親が国民年金の加入手続を行い、48年5月まで国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和60年2月25日にA市で払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない上、手帳記号番号の払出時点において、申立期間は制度上、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず加入手続及び保険料納付を担当した両親は既に死亡していることから、申立期間当時の具体的な納付状況を確認できない。

さらに、申立人の申立てどおり、申立期間の保険料を現年度納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、A市を管轄するB年金事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査をし、かつ氏名別読み検索を行ったが申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から48年3月までの期間、51年10月から52年3月までの期間及び54年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から48年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和54年7月から同年9月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行ったとき、夫婦二人分の保険料を昭和41年ごろまでさかのぼって7年又は8年分納付した記憶がある。市役所で夫の保険料をまとめて納付したら、金額が足りなかったので、次の時、同じぐらいの金額を用意し市役所の窓口で納付したことを記憶している。

申立期間②及び③の保険料は、女性の集金人に納付していた。いつも都合の良い日を聞いてから来てくれていたので納める保険料を用意していたことを覚えている。納付が遅れたときもあったが、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことは間違いない。

保険料を納付した申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとき、昭和41年ごろまでの保険料をさかのぼって7年又は8年分納付した記憶があるとし、また、申立期間②及び③の保険料については、納付が遅れた時も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、申立人の夫の保険料の納付状況を見ると、申立期間①、②及び③は納付済みとなっていることがオンライン記録から確認できる。

申立期間①について、申立人及びその夫の加入手続時期をみると、申立人は31歳、申立人の夫は42歳であることが確認できるところ、この時点で申立人の夫は35歳となった昭和41年*月までの保険料をさかのぼって特例納付及び過年度納付しなければ、国民年金の受給資格が確保できないことが分かる。

また、申立人の夫の特殊台帳から、昭和41年*月から44年12月までの保険料を47年6月に特例納付し、45年1月から47年3月までの保険料を48年11月に過年度納付したことが確認できるところ、特例納付を行った日付は夫婦の加入手続時点より以前の日付である上、過年度保険料のうち、45年1月から同年12月までの期間は、夫婦共に本来は時効により納付できない期間であることから、加入手続を受け付けたA市及び管轄社会保険事務所（当時）が夫の受給資格を確保する意図をもって行ったものと推察されるが、申立人は、加入手続時点で31歳であることから、上記申立人の夫の状況とは異なり、申立人が申立期間①の保険料を納付したのとは考え難い。

申立期間②及び③についてみると、申立人及びその夫の保険料は、夫婦共に未納となっていたが、申立人の夫の保険料は昭和57年1月に過年度納付していることが特殊台帳から確認できるところ、申立期間②は、本来時効により納付できない期間であることから、申立人の夫については、申立期間①と同様に受給資格を確保する意図があったものと推察できる。しかし、申立人については、保険料が未納であっても受給資格の確保には支障がなく、申立人の夫の状況とは相違しており、申立期間②及び③については、夫の保険料のみを納付したのと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年5月まで

私は、実家のあるA市で国民年金に加入し、昭和44年1月に結婚した後も引き続き国民年金保険料を納めていた。当時パート先で、厚生年金保険に加入してくれていたことも知らなかったため、その間も国民年金保険料を納めていた。

最初に発行された年金手帳は無くしてしまい、再発行された国民年金手帳に残っている領収書には、申立期間の受領印が無く、昭和47年6月からの領収印があるが、その前月までは、納付していたのであらためて押す必要が無かったのだと思う。自分で資格の喪失手続及び任意加入の手続をした記憶は無く、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月に国民年金に加入後、継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格に関する記録を見ると、B市の被保険者名簿及び特殊台帳から、昭和46年1月30日に国民年金被保険者資格を喪失後、47年6月15日に国民年金に任意加入するまで、国民年金資格を取得した形跡が無いことから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人はパート先で厚生年金保険に加入していることは知らずに国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄を見ると、昭和40年2月1日に資格を取得し、46年1月30日に資格を喪失した記録が確認できる上、同じく申立人が所持する昭和47年度の国民年金印紙売渡代金領収書の昭和47年4月及び同年5月の欄には斜線

が引かれ、同年6月の領収印には任意加入した同年6月15日の日付が確認できることから、申立人は国民年金の加入状況を把握できていたものと考えるのが相当である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4554 (事案 2813 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 44 年 3 月まで

私は、平成 20 年 8 月に、申立期間を「昭和 38 年 8 月から 45 年 6 月まで」として、年金記録確認第三者委員会へ年金記録に係る確認申立てを行ったが、結果として昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月までの期間のみ認められた。残りの 38 年 8 月から 44 年 3 月までの期間についても、親が私の保険料を納付しているので、再申立てを行う。

私は、昭和 50 年前後だと思うが、社会保険事務所（当時）から国民年金の継続通知（昭和 45 年 7 月から保険料を継続納付できない場合には、納付記録が消されるとの内容を記載していた。）を受けたが、当時は生活が苦しく保険料を納付できなかった。そのため、親が納付した申立期間の記録が消されたものと思っているので、未納記録を訂正してほしい。また、後から聞くと、兄と姉も同様な通知を受け、納付したと言っていたので、二人の記録は消されていない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和 38 年 8 月から 45 年 6 月まで)に係る申立てについて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 1 月 16 日に 5 歳違いの妹と連番で払出しを受けていることが確認でき、申立期間のうち、手帳記号番号の払出時点から 2 年強以前については、既に保険料を納付できない期間になっていることに加え、妹の特殊台帳によると、20 歳に達した 43 年*月から 44 年 3 月までの間は申立人と同様に未納であり、申立人の申立内容とは一致しないものの、これに後続する同年 4 月から 45 年 6 月までの間については、現年度納付していることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき、申立期間のうち、44 年 4 月から 45 年 6 月までの国

民年金保険料については、納付していたものと認められ、納付記録を訂正することが必要であるとする通知が平成 21 年 6 月 26 日付けでなされている。

今回の再申立ては、前回認められなかった期間についてであり、申立人は、昭和 45 年 7 月から未納となっている保険料を継続して納付しなかったことを理由として、納付済記録が消されたと主張しているが、制度上、年金の受給権確保年数を満たさない納付記録であっても、行政側が記録自体を抹消することは考え難いほか、保険料の継続納付の有無を理由として、納付記録自体を抹消することも同様に考え難い。

また、被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立期間は未納記録になっていることから、申立人が受けた通知は、保険料の納付勧奨を目的とした催告通知であったことが考えられるが、その文書の中に、年金の受給権確保について何らかの言及があったことも推測され、申立人は、これらの文言を断片的に記憶していた可能性も否定できない。

さらに、申立人には新たな資料の提出もなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が再申立てに係る申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から54年3月まで

夫が商売をする予定で、昭和50年3月ごろに会社を辞めたので、国民年金に切り替えた。随分と前のことなので、いつと聞かれてもはっきりとは覚えていないが、私自身が手続を行ったと思う。その後、私が夫婦二人分の保険料を納めてきた。

しかし、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が会社を辞めた昭和50年3月ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立人及びその夫に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、名簿作成日は両名共に54年4月28日と記載されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により、制度上、保険料を納付できない期間となり、申立内容と一致しない。

また、申立人及びその夫に係る特殊台帳によると、それぞれ昭和50年3月1日に資格を取得して(申立人の夫の資格取得日は、平成17年2月17日に「昭和50年3月1日」を「昭和50年4月7日」に変更処理された)以降、54年3月まで未納の記録となっており、昭和53年度の未納保険料について、54年度に催告を受けていることが確認できることから、加入手続を行った同年度から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は役所に加入手続に行ったと思うがはっきりとは覚えていないとしているが、申立人の夫が昭和54年度中に35歳に達することから、当時、市が受給権確保の観点から35歳以上の未加入者に対して実施していた加入勧奨を受けて、夫婦共に加入した可能性も否定できない。この場合、第3回特例

納付の期間に当たっているが、申立人はさかのぼった期間の保険料を納めた記憶は無いとしており、特例納付制度により納付したとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行い、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は49か月間と長期間であり、これほどの期間にわたり事務処理の誤りが継続するとは考え難い上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 8 月までの期間、63 年 2 月から同年 4 月までの期間及び同年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 62 年 8 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 4 月まで
③ 昭和 63 年 6 月から同年 12 月まで

昭和 61 年ごろに、妻が私の国民年金の手続を行い、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に定期的に納付していた。また、会社を退職後、医療が受けられないと困るので、保険の切替えは確実にした。

しかしながら、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、申立期間について妻は納付済みで、夫の私は未納とされていると聞き、妻が納付済みならば、私についても納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格記録についてオンライン記録を見ると、申立人は昭和 51 年 10 月 1 日付けで初めて国民年金の資格を取得し、厚生年金保険の加入に伴って 55 年 5 月 15 日付けで資格を喪失した後、平成 5 年 6 月 1 日付けで国民年金の資格を再取得していることが確認できることから、申立期間はすべて未加入期間となるため、制度上、国民年金の保険料を納付することはできない。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする妻のオンライン記録を見ると、申立期間①のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び申立期間②について、妻も同様に未納であり、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料の納付を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人の妻の国民年金資格記録についてオンライン記録を見ると、当初、昭和 63 年 2 月 5 日付け第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続は行われておらず、平成 8 年 7 月に社会保険事務所によって、職権によ

る当該種別変更処理がなされるまでの間、申立期間②は第3号被保険者として管理されており、申立期間③は免除承認期間であることが確認できる。この場合、申立期間②及び③については、申立人の妻に対して、保険料納付書の発行は行われず、妻が申立人の保険料を含め、定期的に納付したとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年6月までの期間及び61年1月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年6月まで
② 昭和61年1月から63年3月まで

私は、これまで厚生年金保険をやめた際には、その都度国民年金と国民健康保険について、忘れず一緒に加入手続を行い、いつも市役所から送られてくる納付書によって、自分で、ほぼ毎月定期的に、取引先の金融機関窓口にて保険料を納付してきた。特に、結婚後は国民年金の重要性を意識していた上、B社から融資を受けるにあたって、税金及び年金の納付状況の調査を受けていたことから、国民年金保険料を納めていたことは確かだと思う。当時の領収書及び確定申告書控え等は残っておらず、保険料額についても定かでないが、申立期間を通じ、間違いなく納めているので、調査の上年金記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を通じ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、遅滞なく国民年金と国民健康保険の加入手続を行ってきたとしているが、申立人の資格記録についてA市の被保険者記録を見ると、申立期間②の始期にあたる昭和61年1月21日付け国民年金資格の取得手続は、厚生年金保険の資格喪失日から約2年程度経過した63年1月27日に行われていることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立期間①について、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間に係る3か年度すべてについて、翌年度に過年度保険料の納付催告が行われていることが確認でき、このことは、加入手続以降、定期的に保険料を納付してきたとする主張とも一致しない。

さらに、申立期間②については、平成元年7月7日に申立人に対して納付催告と同時に過年度保険料納付書が作成されている事跡がオンライン記録から確認でき、このことと、申立期間②直後の昭和63年度保険料のすべてが納付期限内に納付されていることとを併せて考えると、当該催告は申立期間②のうち、62年度の未納保険料に対してのものであると推認できるため、申立期間②においても定期的に保険料を納付していたとする申立内容とは一致しない。

加えて、申立期間①及び②のいずれについても、保険料が未納とされていることがA市の被保険者記録によって確認でき、特殊台帳及びオンライン記録と一致している上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私が退職に伴って厚生年金保険をやめた昭和47年ごろ、自宅に来訪していた集金人から国民年金のことを聞いた母が私の国民年金の加入手続きを行い、以来継続して私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。当時私はアルバイトをしていて、保険料の納付は母に任せていたので、具体的な加入手続き状況、保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶は定かではないが、年金制度について、母はよく理解していたので、私の国民年金保険料を欠かさず納付していたはずであり、私には未納期間は無いものと長年信じていた。

ところが、近年、私がねんきん特別便の内容を問い合わせるために社会保険事務所（当時）へ行った際、その相談窓口で初めて申立期間が未納とされていることを知らされ、非常に驚いている。申立期間が未納とされているのは納得できないので、年金記録を調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和50年3月17日に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続きはこのころになされたものと推認される。このことは、申立人が加入時に交付されたものとして所持している年金手帳の様式が49年11月の様式改定以降のものであることとも整合しており、47年ごろから加入していたとする申立内容とは一致しない。

また、上記の払出時点においては、申立期間のうち、昭和47年12月以前の期間については、時効の成立により保険料を納付することはできないほか、

申立期間のうち、48年1月から49年3月までの期間については、過年度納付は可能であるものの、市によると、当時集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立期間の保険料を母親が集金人に納付していたとする申立人の主張は当時の市の収納制度と整合しない。

さらに、申立人が所持する市の領収証書からは、申立期間直後の昭和50年3月20日にまとめて納付されていることが推認できることから、申立人の国民年金保険料については、申立人の母親によって同年3月ごろに加入手続が行われた後、当時市の集金人が収納可能であった昭和49年度以降の保険料について、納付が開始されたものとするのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により旧姓を含む別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間について、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は申立期間当時、加入手続及び保険料の納付を母親に任せていて、自身はそれに全く関与していないことから、加入時期、加入方法、保険料額及び納付方法等申立期間の保険料納付をめぐる申立人の記憶は定かではない上、申立期間に係る保険料が納付された可能性をうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書控え等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から44年3月まで

私は、いつかは不明だが、夫が「夫婦二人分の保険料をさかのぼって支払った。」と言っていたのを記憶している。これによって、私の国民年金の加入期間に未納期間は無いはずである。それなのに未納期間があるのはおかしい。

お金の管理は夫に任せていたため、納付時期及び納付金額は不明である。しかし、夫は国民年金に関する手続をいつもA市役所本庁窓口で行っており、保険料については、いつも市役所と同じ建物内にある金融機関の窓口で納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の加入手続時期をみると、いずれも国民年金法附則18条に基づく特例納付期間であった昭和49年12月17日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、夫婦の加入手続がこの時期に行われたことが推認でき、申立人については、加入手続時点において、申立期間に後続する33か月分の特例納付を行えば、60歳到達時に、老齢年金の受給資格期間である300か月に近似した303か月の納付期間が確保できる状況であった。

また、申立人及びその夫の保険料納付記録を見ると、申立人については、申立期間に後続する昭和44年4月から46年12月までの33か月の保険料を特例納付していることが特殊台帳の記載から確認でき、これら特例納付の記録は、市の被保険者名簿における納付記録とも一致しているほか、同名簿には、特例納付期間の44年4月から46年12月までの期間及び、これに対応する保険料額2万9,700円が明確に記載されている。

一方で、申立人の夫については、昭和 39 年 3 月から 46 年 12 月までの 94 か月の保険料を特例納付していることが、申立人と同様に特殊台帳の記載及び市の被保険者名簿から確認できるが、同時に特殊台帳からは、申立人の夫が、上記特例納付期間を、39 年 3 月から 41 年 3 月までの 25 か月と同年 4 月から 46 年 12 月までの 69 か月に分けた、2 枚の国庫金納付書によって納付している形跡が認められることから、申立人の夫については、この 2 枚の納付書を用いた特例納付を行うことによって、初めて、老齢年金の受給権が確保できる状況であったことがうかがえる。

さらに、市では、受給権確保の観点から納付勧奨を行っていた形跡が当時の市の広報誌に見られることから、以上の点を踏まえると、申立人の夫は、老齢年金に係る受給権確保の観点からなされた行政側の納付勧奨を受け、申立人の夫自身については納付原資に応じ、また、申立人については、申立期間に後続する昭和 44 年 4 月以降についてのみ、さかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人本人は、保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではないほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から63年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から63年5月まで

私が昭和62年9月にA社を退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失して以降、63年6月にB社に入社して被保険者資格を再取得するまでの申立期間に係る9か月間について、妻の分のみ領収証書が手元にあり、国民年金保険料の納付が記録されている。

当時は、私が妻の国民年金の切替手続及び保険料の納付を行っていたのに、保険料を一緒に納付したはずの私に、国民年金の加入記録も保険料の納付記録も無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後における第3号被保険者の届出状況等から、申立人がB社を退職後の平成8年3月ごろに加入手続が行われたものと推定され、同社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した7年2月15日までさかのぼって国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて国民年金被保険者となった日」とも一致している。したがって、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を申立人の妻と一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールですべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する妻の年金手帳の「国民年金の記録(1)」を見ると、申立人がA社を退職した昭和62年9月3日に、第3号被保険者の資格を喪失するとともに、同日に第1号被保険者の資格を取得し、申立人がB社に入社した63年6月1日に、第3号被保険者の資格を再取得したことが、同一の筆跡でまとめて記載されていることから、これらの資格の取得及び喪失の記録は、同年6月以降の届出により、さかのぼって記録訂正されたものとみるのが自然である。したがって、申立人がA社を退職後の申立期間中には、妻に係る国民年金の切替手続きが行われなかったものと考えられるほか、申立人に、妻に関する当時の国民年金の切替手続きについて改めて事情を聴取しても、申立人自身の年金関係^{あいまい}手続きを含めて、この当時のことはよく覚えていないとし、記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間、59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

夫が昭和 39 年 5 月ごろに国民年金に加入して以来、私が、夫婦の保険料と一緒に、3 か月ごとに自宅に来る集金人に納付していた。

私が集金人に保険料を納付すると、当初は、年金手帳に受領印を押してくれていたが、その後、時期は定かではないが、領収証書に変わったことを覚えている。

専業主婦であり、自宅を留守にすることの無い私が、毎回欠かさず集金人に保険料を納付してきたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する夫婦の国民年金手帳の昭和 47 年度印紙検認記録欄を見ると、夫婦の納付日が同一であるほか、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間について、夫婦共に同時期に過年度納付していることがそれぞれの特殊台帳により確認できるなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間①、②及び③は、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫についても、同様に保険料の未納期間になっている。

また、申立期間①、②及び③は合計 15 か月間に及び、この間、集金人に対して、3 か月ごとに一緒に納付した夫婦二人分の保険料の納付記録が、夫婦同時に、かつ、5 回も繰り返して欠落する可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間、47年1月及び同年2月並びに50年7月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和47年1月及び同年2月
④ 昭和50年7月から平成元年4月まで

年金記録問題が明らかになり、社会保険事務所（当時）で調査してもらったところ、平成21年11月になって、それまで国民年金の加入記録は無いとされていた申立期間①、②及び③に挟まれた期間について、納付済みであったことが判明した。

国民年金保険料については、自身が夫婦二人分を一緒に納付していたと思うが、申立期間①、②及び③については、妻の記録も未納となっており、自身の分についても納付していた自信は無いが、この期間についても、もう一度きっちり調査してほしい。

申立期間④についても、全期間にわたって国民年金保険料を納付した自信は無いが、少なくとも昭和50年7月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、自分で国民年金の再加入手続を行ったはずである。

特に、昭和56年4月に、妻の国民年金保険料について、免除申請手続を行った際、私の保険料についても申請免除を勧められたが、これを断って、その後何回か保険料を納付したことを覚えている。

したがって、この期間についても、すべて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を

一緒に納付していたと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、当該期間について、妻の保険料も未納とされている上、自身でも保険料を納付できなかった期間があるとも陳述している。

次に、申立期間④について、申立人は、昭和50年7月に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金被保険者資格の再取得手続をA市B区役所の窓口で行ったと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、申立人は、同年7月20日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、平成5年12月25日付けで再び別の事業所において同資格を取得しているが、この間に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できず、申立期間④は、国民年金の未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①、②及び③に挟まれた国民年金保険料の納付済期間は、当時は記録統合されていなかったことから、仮に、昭和50年7月時点で申立人が国民年金の加入手続を行ったとした場合、申立人は既に46歳であり、60歳到達まで国民年金保険料を完納しても年金受給資格期間を満たさない状況にあったため、当時実施中であった特例納付制度の利用勧奨を受けたはずであるが、特殊台帳を見ても、特例納付勧奨の事跡は認められず、また、申立人も特例納付の勧奨を受けたこと、及び保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、妻の免除申請手続を行った際、自身の国民年金保険料についても免除を勧められた記憶があることを、当時、自身が保険料を納付していたことを裏付ける材料であるともしているが、この点についてB区役所の担当者は、「本人の免除申請があった場合には、その配偶者についても、加入記録の有無を確認しないまま、免除申請を勧めることはあり得ることである。」旨説明している。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金保険料を何回か納付した記憶があると主張するのみで、納付の開始時期及び納付期間等に係る具体的な陳述は無く、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 22 日から 51 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B部門C工場及びD社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求をした記憶は無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間の最後の事業所であるD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月半後の昭和51年12月10日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書の請求者欄には、「氏名G」と記載されているところ、申立人は、婚姻後は「氏名G」ではなく「氏名H」の名字を使用していたと主張しており、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、婚姻後の昭和51年5月*日に旧姓から「氏名G」に氏名変更されている上、同社に勤務していた申立人の配偶者に係る同名簿の姓も「氏名G」と記載されていることが確認できることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金は婚姻後の住所地に近いE県F郵便局で隔地払(通知払)されていることが確認できるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年10月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(後に、B社に名称変更)における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から13か月後の昭和21年11月1日(当時、脱退手当金は、制度上、資格喪失日から1年経過後に支給決定されていた。)に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に脱退手当金の支給を意味する「脱退」の記載があり、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 23 日から 39 年 12 月 22 日まで
② 昭和 40 年 1 月 19 日から 47 年 5 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店C工場及びD社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和48年5月2日に支給決定されたことが確認できるところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同請求書は、同年4月17日付けで同社を管轄するE社会保険事務所(当時)で受け付けられ、脱退手当金は、当時の申立人の住所地の最寄りのF銀行G支店で隔地払(通知払)されていることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金支給決定日に旧姓から新姓へ氏名変更されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄においても、脱退手当金支給決定日の約1か月後の昭和48年6月13日付けで、旧姓から新姓へ氏名変更されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間①及び②について申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7216（事案 2163 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 11 日から 30 年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ A 社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A 社には、中学校から社会保険適用事業所と紹介されて勤務したので、記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会へ申立てを行ったが、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件は満たしていたものの、同社が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間後であり、申立期間における保険料控除は無かったと考えるのが相当である等として、記録訂正は認められなかった。

しかし、申立期間に A 社に勤務していたことは間違いなく、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず手続を怠ったのは同社の責任であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して勤務は推認できるものの、i) 申立期間当時、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和 33 年 7 月 1 日である、ii) 社長に待遇改善として社会保険加入を要求したとする同僚（昭和 30 年又は 31 年に入社）は、「厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述していることなどから、申立期間において厚生年金保険料は控除されていなかったと考えるのが相当であるとして、既に当委員会決定に基づき、平成 20 年 9 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、「申立期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたにもかかわらず、適用事業所としての手続を怠ったことから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得できなかったものであり、これは事業所の責任である。このような場合、年金記録確認第三者委員会で救済されて当然であるから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 55 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には間違いなく勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、申立期間の保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧であり、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の妻（現在は、A社の取締役）の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業主の妻は、「当社では、入社当初の1年間程度は誰でも試用期間的なアルバイトの期間である。その後、本人の適性を見て、正社員としている。申立人の申立期間もアルバイト期間であり、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。」旨陳述している。

また、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得年月日欄には平成7年9月1日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A社を担当する税理士事務所が保管している申立人に係る平成7年分所得税源泉徴収簿を見ると、申立期間の社会保険料控除額欄は空欄であり、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、A社における申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日及び健康保険組合の被保険者資格の取得日は、ともに平成7年9月1日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 22 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。A社からの派遣社員として、B社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の労働者名簿から、申立人が申立期間に同社の派遣社員としてB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、複数の元従業員について、自身が入社したとする時期の1か月から5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、A社に係るオンライン記録により確認できる。

また、A社の担当者が、「関係資料は保存されていないが、申立期間当時は3か月ぐらいの試用期間があったと思われる。」と陳述しているところ、同社に係るオンライン記録により、申立期間当時に申立人と同様に派遣社員として勤務し、申立人と同年代の者13人に照会し回答の有った4人は、いずれも試用期間があったと陳述しており、そのうち1人は、入社から3か月後に、別の1人は、同じく5か月後に厚生年金保険に加入したとしている。

さらに、オンライン記録において、B社に係る申立人の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間における保険料控除について明確な記憶が無く、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 6 日から 54 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、給与支給額は 10 万 6,930 円から 20 万 2,200 円となっているが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額は 10 万 4,000 円から 19 万円となっているので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

今回、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書を見ると、その保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 11 年 12 月から 13 年 3 月末まで A 社に派遣社員として在籍していた。
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、平成 13 年 3 月が空白期間となっていた。
退職月の平成 13 年 3 月末まで、派遣先の B 社において勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社提出の平成 13 年分源泉徴収票及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に同年 3 月 31 日まで在籍していたことが確認できる。

しかしながら、上記の源泉徴収票及び申立人提出の平成 13 年分の所得税確定申告書控えによると、社会保険料等の金額欄には、いずれも 3 万 8,360 円と記載されている一方、申立人提出の同年 2 月分給与支払明細書では、厚生年金保険料及び健康保険料の合計額は 1 万 8,353 円と記載されており、当該金額を基に算出した同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月の社会保険料の合計額は 5 万 6,619 円となることから判断すると、上記の確定申告書控え及び源泉徴収票に記載された社会保険料等(3 万 8,360 円)には、同年 3 月の厚生年金保険料及び健康保険料は含まれていないと考えられる。

また、A 社の後継会社である C 社は、「申立人は、退職するまで社会保険に加入していたと記録されているものの、退職した平成 13 年 3 月の保険料を控除したか否かなど、当時の事情を知る者は退職しており、資料も無いため、不明。」と回答している。

なお、申立人と同様に平成 13 年 3 月 31 日付けで被保険者資格を喪失してい

る同僚4人に事情照会したところ、このうち1人からは、退職月である13年3月分の保険料は控除されていたように思う旨の陳述が得られたものの、それを裏付ける給与明細書等の資料は保存していないとしていることから、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月16日から同年7月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月16日から同年7月16日まで
② 平成6年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和53年2月から56年4月までの期間、A社で「B業務従事者」として継続して勤務していたのに、申立期間①が空白期間とされているのは納得できない。

また、平成6年4月15日から11年1月1月まで、C社が経営する「D店」において「B業務従事者」として勤務していた。当時の給与支給額は50万円であり、入社月の平成6年4月の標準報酬月額が勤務日数分の日割り計算として26万円になっていることは納得できるが、申立期間②の標準報酬月額も26万円とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の陳述により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社に勤務していた期間のうち、約1年間はアルバイトとして週2日間、『B業務従事者』として働いていた。」旨陳述していることから、申立人の同社における勤務形態は、勤務していたすべての期間において同一ではなかったことがうかがわれる。

また、オンライン記録において、複数の同僚を抽出し調査したものの、申立人の申立期間における保険料控除等について具体的な陳述は得られず、これら

の者から保険料控除の事実を確認することはできなかった。

一方、申立人は、「当時、私と同じようにB業務従事者としてA社に勤務していた者はほかにいなかった。」と陳述しているところ、当時の社会保険事務担当者は、「B業務従事者として勤務していた者に対する厚生年金保険の取扱い及び申立期間における保険料控除については不明。」と陳述しているほか、A社は、平成元年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も「資料が無く、不明。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の備考欄には、昭和54年5月16日付けの資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の記載が確認できるほか、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、C社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人のC社における標準報酬月額は、平成6年4月15日付けの資格取得時の決定により同年8月までは26万円、同年9月1日付けの随時改定により50万円と記録されていることが確認でき、また、申立人の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して訂正された形跡も認められず、一連の処理及び記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間において記録のある複数の同僚を抽出し調査したものの、いずれも申立人の勤務形態及び保険料控除については不明と回答しており、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

加えて、C社は平成11年に破産し、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、当時の社会保険事務担当者からの回答も得られず、申立人の標準報酬月額が事実と反して低く届け出られていることをうかがわせる事情等について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 38 年まで
② 昭和 56 年 4 月から平成 11 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はB社で、申立期間②はA社でそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、B社の元事業主の子は、「B社が厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、従業員から保険料を徴収したことも無い。」と陳述している。

さらに、B社の元従業員を特定できなかつたため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

加えて、申立人については、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで国民年金保険料の納付記録が有る。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、同僚の一人が、「申立人は正社員でなく、パートあるいはアルバイトであり、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているところ、申立人は、申立期間のうち、平成元年 7 月 27 日以降は国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の役員、元事務担当者及びほかの複数の元従業員は、「申立期間当時、パートあるいはアルバイトで厚生年金保険に未加入の従業員がいた。」と陳述しているところ、申立人が同僚として氏名を挙げている4人のうち1人については、同社における被保険者記録が無いことから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、前述のA社の元役員、元事務担当者及び元従業員一人は、「厚生年金保険に未加入の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 55 年 11 月まで
夫の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
申立期間は、B社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社については、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、B社の元事業主の子は、「B社が厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、従業員から保険料を徴収したことも無い。」と陳述している。

さらに、B社の元従業員を特定できなかつたため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
A社B支店には昭和 44 年 11 月ごろに入社し、45 年 11 月に同社C支店へ異動するまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社B支店においてD業務従事者として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社については後継会社が存在しないが、一部の業務を承継しているE社の現在の担当者は、「申立期間当時のA社の人事関係資料等を保管していないため、申立人の勤務実態等は不明であるが、同社では、D業務従事者を入社当初は委任契約社員という個人事業主のような形態で雇用し、一定の業務成績を残した者のうち、所属長の判断及び本人の希望に基づいて被保険者資格を取得させていたと聞いたことがある。」と陳述しており、前述の同僚の陳述とおおむね符合する。

また、前述の同僚は、「入社後、見習い期間と称する6か月程度の試用期間があった。」と陳述しており、申立人と同一日にA社C支店において被保険者資格を取得している元従業員は、「入社後一定期間が経過した時点で一定の業績を残していれば、厚生年金保険に加入できた。」と陳述しているところ、両者の資格取得日は、自身の記憶する入社時期のそれぞれ10か月後及び7か月後であることから、同社C支店(A社B支店の従業員は同社C支店において厚生年金保険に加入)では、入社後一定期間を経過してから従業員を厚生年金保

険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月中旬から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間は、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主と同社において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち連絡の取れた一人は、申立人を覚えていないとしている上、申立人の申立期間に係る雇用保険記録が無く、申立人が同社で勤務していたことは確認できない。

また、前述の事業主は、「正社員として採用した場合、遅くとも入社1か月から2か月後には厚生年金保険に加入させていたはずである。仮に、申立人が当社に在籍していたとしても、厚生年金保険の加入記録が無いということは、正社員ではなかったということである。また、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することは無い。」と陳述している。

さらに、申立人については、申立期間の前後の期間において、B健康保険組合及びC厚生年金基金の加入記録が有り、A社も同組合及び同基金に加入していたが、申立期間にはいずれにおいても申立人の加入記録が無く、これは厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から24年8月1日まで
② 昭和37年2月から38年12月まで
③ 昭和38年から39年5月までの期間のうちの6か月
④ 昭和44年6月から45年9月21日まで
⑤ 平成元年1月から同年6月8日まで
⑥ 平成元年6月8日から同年7月まで

昭和21年4月から24年7月31日まで、A社（現在は、B社）に勤務したが、当該期間は厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和37年2月から38年12月まで、C社に在職し、同社が経営する「D店」でE業務従事者として勤務したが、当該期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

昭和38年から39年5月までの期間のうちの6か月間、F社に在職し、同社が経営する「G店」でE業務従事者として勤務したが、当該期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

昭和44年6月から45年9月21日まで、H社に在職し、同社が経営する「I店」でE業務従事者として勤務したが、当該期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間④）。

平成元年1月から同年6月8日まで、J社にK業務従事者として勤務したが、当該期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑤）。

平成元年6月8日から同年7月まで、L社M支店にK業務従事者として勤務したが、当該期間も厚生年金保険の加入記録が無い。同社採用時に受け取った採用通知書があるので、被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑥）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和21年4月から24年7月31日までの期間、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有していた従業員66人を抽出し、このうち連絡先が判明した14人に文書照会を行ったところ、回答を得られた13人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社の後継事業所であるB社は、申立期間当時の人事関係資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を同社から確認することができない。

申立期間②について、申立期間当時のC社の従業員の一人が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間のうちの一定期間について同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、上記の申立人を記憶している従業員を含む二人の従業員が、同僚として記憶している別の従業員二人には、申立人と同様にC社での厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、同社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、C社は、既に解散し、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和38年から39年5月までの期間のうちの6か月間、F社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、F社は、法務局において法人登記を確認できるものの、社会保険事務所（当時）の記録では厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同社と事業主が同一人であるN社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年6月1日以降は、F社の従業員も当社において厚生年金保険に加入させている。」と回答している。

また、F社は申立期間当時の人事関係資料を保管していないことから、同僚照会も行えず、申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間④について、申立人が記憶している同僚の一人が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間のうちの一定期間についてH社に勤務していたことが推定できる。

しかし、上記の同僚は、「H社は、保険料の負担を嫌って、従業員が会社に申し出ないと社会保険への加入手続を行ってくれず、私も入社時に加入させてもら

うように頼んだ。」と陳述している。

また、申立人が記憶している別の同僚一人には、申立人と同様にH社での厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、同社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、H社は休業を理由に社会保険の適用を喪失しているものの、法人登記簿から現存していることが確認でき、登記簿上の所在地に文書照会を行ったが、宛先不明により還付されたことから、申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間⑤について、申立期間当時のJ社の従業員の一人が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間のうちの一定期間について同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、申立人が記憶している同僚一人には、申立人と同様にJ社での厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、同社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間当時に居住していたO市で国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認でき、O市役所の国民年金担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険と国民年金の二重加入を避けるため、既に当市と社会保険事務所との間で被保険者種別変更の照合を行っていたものと思う。」と回答している。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間⑥について、L社M支店が平成元年6月8日付けで発行した採用通知書により、申立人が同社から採用の決定を受けていることが確認できる。

しかし、当該採用通知書には、「入社日より3か月間は見習い社員であること。^{ただ}但し健康保険・厚生年金その他は給付し社員扱い」との記載があり、L社M支店は、「当該通知書の「その他」については雇用保険を指すものと考えられる。」と回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認することができない。

また、複数の同僚を抽出調査したが、申立期間における申立人の勤務実態についての陳述を得ることはできず、L社M支店は申立期間当時の人事関係資料を保管していないことから、申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、前述の申立期間⑤と同様に、O市で国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていることがオンライン記録から確認できる。

加えて、L社M支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間

における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 21 日から 30 年 10 月 27 日まで

私は、A社に昭和 29 年 6 月 10 日に入社し、30 年 10 月 26 日に退職するまで同社で継続して勤務した。

社会保険庁(当時)の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間が入社から 1 か月間しかなく納得できない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 10 月 26 日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、A社に勤務していた複数の同僚を抽出調査したが、申立期間における申立人の勤務実態についての陳述を得ることはできず、同社は既に解散し、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社は、昭和 30 年 5 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所とはなっていない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から9年1月2日まで

私は、昭和62年にA社を設立した当初から、同社の役員に就任していたが、平成元年7月1日に同社の子会社であるB社の役員を兼任することとなった。当時、私には、A社から月100万円、少ないときでも月60万円の給与が支給されており、相応の厚生年金保険料が給与から控除されていたが、B社から給与は支給されていなかった。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、A社の加入記録が無く、B社において申立期間に係る標準報酬月額が20万円と記録されている。申立期間90か月のうち、A社から受け取った27か月分の給与明細書を保管しているので、この明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の当時の代表取締役（平成7年6月12日から9年1月2日まで）の陳述から、申立人は申立期間において、同社及びA社の役員に就任していたことが推定できる。

また、申立人は、申立期間の給与支給について、「A社から毎月給与が支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたが、B社からは給与等の報酬はもらっていなかった。」と陳述しているところ、申立期間90か月のうち、申立人がA社から発行されたとする27か月分の給与明細書を見ると、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が記載されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、類似名称等で検索したが、該当すると思われる適用事業所は見当た

らない上、申立人の陳述及び同事業所名の法人登記が確認できないことを踏まえると、同事業所は社会保険の適用事業所ではない事業所であったものと考えられる。

一方、オンライン記録から、B社において、申立人は平成元年7月1日に被保険者資格を取得し、同日から9年1月2日に資格を喪失するまでの間における標準報酬月額が20万円と記録されていることが確認できる。

このような状況について、前述のB社の当時の代表取締役は、「前任の代表取締役（平成元年7月1日から7年6月11日まで）から、A社は社会保険に加入していないので、申立人はB社において安い保険料で社会保険に加入させていると聞かされていた。しかし、申立人にはB社から給与が支給されておらず、保険料は同社が全額負担していたと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 21 日から 37 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 31 年 7 月から 33 年 4 月まではA社B部門で、また、同年 10 月から 37 年 5 月までは同社C部門で勤務した。

脱退手当金は、A社B部門に勤務した期間については受給したが、同社C部門に勤務した期間については受給していない。昭和 55 年 3 月に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を調べてもらったときも、同社C部門に勤務した期間については厚生年金保険の被保険者期間となっていた。

しかし、年金の受給請求に行った際には、A社に勤務した期間については同社C部門での勤務期間も含めて脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前のA社B部門に勤務していた期間（21 か月）については脱退手当金を受給したが、同社C部門に勤務していた申立期間（43 か月）については脱退手当金を受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立人が受給を認めているA社B部門に勤務していた期間と申立期間を合算した 64 か月分について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 8 月 29 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、A社で勤務していた期間は同一番号で管理されていること、及び申立期間後の被保険者期間は別の番号となっていることを踏まえると、申立人の脱退手当金はオンライン記録どおりに支給されたと考えるのが自然である。

さらに、A社C部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後15ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した39人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め34人に支給記録が確認でき、うち28人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一日となっている者が散見されるほか、支給記録のある複数の被保険者が、「退職するとき会社から脱退手当金をもらうかどうかを聞かれ、もらうことにした。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 16 日から 38 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には昭和 31 年 4 月 10 日から結婚退職した 38 年 12 月 31 日まで勤務したのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の親族の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A店は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

一方、申立人は、昭和 32 年 6 月 16 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるところ、A店の事業主及びその妻も、申立人と同一日にB社において被保険者資格を喪失している上、事業主の妻は、申立期間の一部である 37 年 4 月から 38 年 12 月までの期間、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

また、B社は、昭和 46 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は死亡しており、さらに、A店の元事業主も死亡しているため、これらの者から申立人の勤務実態等及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に、健康保険被保険者証を提示して受診したとしている 4 か所の病院のうち、3 か所は既に廃院しており、残りの 1 か所も申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、その事実を確認するこ

とができないほか、申立人がB社の経理を委託していたとする公認会計士事務所
の事業を引き継いだC社も申立期間当時の資料を保管していないとしている
ことから、申立人に係る保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、
控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月26日から2年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和58年6月1日に入社し、事業所名が平成2年11月1日にB社に変更されて以降も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、元事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間にA社及びB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成元年7月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社も厚生年金保険の適用事業所となったのは2年11月1日であることから、申立期間のうち、元年7月13日から2年11月1日までの期間は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「私がC国民健康保険組合のD職に就任したこと、及び経費的な事情から、平成元年6月26日に申立人を含む数人の厚生年金保険及び健康保険の資格喪失手続きを行い、C国民健康保険組合に加入させるとともに、従業員には国民年金に加入するよう伝えた。また、厚生年金保険被保険者資格の喪失後は、申立人の給与から厚生年金保険料の控除していない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同一日の平成元年6月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚二人のうち、一人は

「申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことから、社会保険事務所に確認すると、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことが分かり、事業主に確認すると、各自で国民年金に加入してほしいと言われたので、私は国民年金に加入した。」と陳述しており、同人は同年6月から4年3月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、ほかの一人は元年6月21日にC国民健康保険組合に加入したことが同組合の陳述から確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から31年12月1日まで
② 昭和31年12月1日から32年12月30日まで
③ 昭和41年5月1日から42年4月30日まで

私は、昭和30年11月1日から31年12月1日までA社でD業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和31年12月1日から32年12月30日まではB社にD業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、昭和41年5月1日から42年4月30日まではC社にD業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時、勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人の申立事業所において従事した業務の具体的な陳述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録があり所在が判明した10人に照会を行ったところ、6人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

また、上述の6人のうち、申立人と同じD業務従事者として勤務していたとする同僚は、「私は、昭和31年5月からB社に勤務したが、申立期間当時、D業務従事者は人手不足であり、採用された者も別会社への移動が激しかったため、当該事業所では勤務の継続が確認できてから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と陳述している。

さらに、B社では、「申立人の申立期間における勤務の状況及び保険料控除の状況について不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、事業主及び元同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、C社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録があり、所在が判明した11人に対し照会を行ったところ、回答があった4人のうち2人は「入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、試用期間があった。」と陳述しているところ、この2人は、自身の記憶している入社時期より2か月から7か月後に被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、当該事業所では申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C社では、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態の状況を確認することができない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年4月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、D県内の公共職業安定所の紹介で、1年間の契約でA社C工場に勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所において従事した業務の具体的な陳述内容及び同僚の「E職は1年契約で、F職は2か月程度の契約であった。」とする陳述内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、A社C工場にE職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社人事総務サービス事業部の担当者は、「申立期間当時のE職及びF職については、日雇健康保険の加入者となっており、厚生年金保険には加入させていなかった。しかし、優秀な者は正社員として採用するシステムがあり、正社員になれば厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているところ、申立人は、「1年間の契約終了時に延長を申し出たが、認められなかった。」と陳述している。

また、B健康保険組合では「申立期間当時のE職及びF職は健康保険組合に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は同僚等の名前を記憶していないため、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある元従業員59人のうち、所在が判明した19人に照会したところ、回答のあった9人中6人がE職又はF職から1年程度で正社員に採用され、正社員になるまでは厚生年金保険には加入していなかった旨陳述しているところ、当該6人全員の

被保険者資格の取得日がそれぞれの記憶している入社日からおおむね1年後であることが確認できる。

これらのことから、当該事業所では、申立期間当時、E職及びF職は厚生年金保険には加入させず、正社員として採用された時から厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 51 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社のB職として勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、事業主及び同僚から在職していた旨の陳述を得られたことから、勤務期間は特定できないものの同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 52 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、事業主は、「A社が社会保険の適用事業所となるまでは、従業員の給与から厚生年金保険料及び健康保険料を控除するようなことはしていない。」と陳述している。

さらに、同僚は、「A社は、昭和 45 年に設立してから、適用事業所となるまでは、給与から保険料も控除されておらず、それぞれが国民年金、国民健康保険に加入していたと思う。」と陳述しているところ、当該同僚及び事業主の国民年金の記録を見ると、申立期間を含めA社が適用事業所となるまでの期間については、いずれも国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、上記のうち同僚の国民年金保険料は、各年度とも現年度納付していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 59 年 9 月 1 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻が申立人に係る記憶があるとしていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の事業主は既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、事業主の社会保険の加入状況をみると、B県に所在する事業所の新規適用日である昭和 54 年 2 月 1 日に、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、当該事業所以外における厚生年金保険被保険者記録は無く、当該資格取得日より前の期間はすべて国民年金被保険者期間となっており、国民年金保険料の納付又は申請免除等の記録が確認できる。

加えて、申立人は同僚の氏名を一人覚えているとしているところから、商業登記簿を確認したが当該氏名は無く、オンライン記録において検索をしたところ、抽出された同姓同名の者は、申立期間において申立事業所以外で厚生年金保険被保険者記録がある。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索

を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 11 月 1 日にA社（現在は、B社）に入社し、同社C支店に勤務した。その後、39 年 3 月ごろに同社D支店に異動し、正社員となった記憶が有り、47 年 1 月 30 日まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の申立期間当時の事業主は、「当社には、請負の従業員もおり、私の承認を得て正社員となった者について、厚生年金保険の加入手続を行っていたが、当社C支店に所属した従業員は、ほとんどがC支店で雇用した者であり、これらの者は、E市で勤務していた者よりも社会保険の加入が遅れたかもしれない。」旨陳述しているところ、申立人が同社C支店での同僚として名前を挙げ、昭和 39 年 9 月 1 日に同社での被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、申立人より前にA社C支店に入社したが、同支店勤務当時の私は正社員ではなく、同社D支店に異動後に正社員となり、厚生年金保険に加入したと認識している。」旨陳述しており、元事業主の陳述と符合している。

また、申立人がA社D支店に異動する前に退職したとされる同社C支店での同僚の氏名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない

上、同社C支店の責任者であったとされる者を含む申立人が同支店での同僚として名前を挙げた4人は、同社での厚生年金保険被保険者資格を申立人と同一日の昭和40年8月1日に取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立人は、「昭和39年3月ごろにA社C支店から同社D支店に異動し、正社員となったと思う。」旨陳述しているが、A社の元事業主及び複数の同僚に照会したものの、これらの者から、申立人の同社C支店から同社D支店への異動時期及び申立人が同社の正社員となった時期を特定できる証言を得ることはできなかった。

加えて、B社は、「当時の資料等は残存せず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、元事業主は、「当社では、社員の給与から控除した厚生年金保険料を間違いなく社会保険事務所に納付しており、給与から保険料を控除しながら当該保険料を納付していないということは考えられないし、無かったはずである。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで

私は、平成 3 年 8 月から 6 年 7 月まで A 社に B 業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に B 業務従事者として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人及び複数の同僚が A 社における B 業務従事者の同僚として名前を挙げた者の中には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できない者がいることから、申立期間当時の同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、同社は、「申立期間当時の資料等が残存しないため、当社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、C 市 D 区は、「申立人は、申立期間に当区において国民健康保険に加入していたことが確認できる。」旨回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オン

ライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から37年6月1日まで

私は、大学卒業後の昭和29年4月に父親が経営するA社に入社し、30年に同社社長に就任した。

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和29年4月から37年6月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私の父親が当該期間の厚生年金保険料を納付していたはずであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、自身が事業主であったA社に係る申立期間当時の賃金台帳等は残存しないとしている上、申立人の厚生年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が申立期間中の昭和36年7月17日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立期間のうち、国民年金制度発足時の同年4月からA社が適用事業所となる直前の37年5月までの期間について、申立人の国民年金保険料が納付済みであることが、オンライン記録から確認できる。

なお、申立人は、「父親は、戦前から勤務していた事業所を戦後に退職して独立し、B社又は出身地にちな因んだC社という名称の事業所をA社とは別にD市で経営し、私を当該事業所で厚生年金保険に加入させていたかもしれない。」

旨陳述しているところ、当該住所地を管轄する法務局にB社に似た名称の商業登記が確認できたものの、オンライン記録において同社及びC社という名称の適用事業所の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月22日から37年6月1日まで

私は、結婚した昭和31年3月*日と同一日に夫が社長を務めるA社に入社した。

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和31年3月22日から37年6月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私の夫の父親が当該期間の厚生年金保険料を納付していたはずであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、A社の事業主であった申立人の夫は、同社に係る申立期間当時の賃金台帳等は残存しないとしている上、申立人の厚生年金保険料を納付していたとする申立人の夫の父親は既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が申立期間中の昭和36年7月17日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立期間のうち、国民年金制度発足時の同年4月からA社が適用事業所となる直前の37年5月までの期間について、申立人の国民年金保険料が納付済みであることが、オンライン記録から確認できる。

なお、A社の事業主であった申立人の夫は、「父親は、戦前から勤務していた事業所を戦後に退職して独立し、B社又は出身地に^{ちな}因んだC社という名称の事業所をA社とは別にD市で経営し、私及び私の妻を当該事業所で厚生年金

保険に加入させていたかもしれない。」旨陳述しているところ、当該住所地を管轄する法務局にB社に似た名称の商業登記が確認できたものの、オンライン記録において同社及びC社という名称の適用事業所の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月ごろから23年10月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和22年9月ごろから23年10月ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主の氏名を記憶していないほか、申立人が記憶する同僚は、いずれも死亡又は所在不明であるため、同僚等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 22 日から 55 年 11 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 49 年 5 月から 55 年 11 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが認められる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、元事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料も控除していない。」と陳述している。

さらに、元事業主は、「当社の従業員数は、自身を含め4人であった。」と陳述していることから、A社は、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、元事業主は、「当社では、従業員に対し国民年金に加入するよう指導しており、自身も、当社で勤務した期間は国民年金保険料を納付している。」と陳述しているところ、同人は、昭和 48 年 7 月から平成 11 年 11 月まで国民年金保険料を納付しており、また、上記の同僚も、昭和 50 年 2 月から 53 年 3 月まで国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 10 日から 38 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支店は、前職のC社が昭和36年10月に事業廃止したことに伴い同社の事業を継承しており、申立期間もA社B支店に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社B支店（現在は、A社D支店）で勤務したことが推認できる。

しかし、A社B支店及びC社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和36年10月10日に資格を喪失し、その後、38年10月1日にA社B支店で資格を取得している者が申立人のほかに23人確認でき、いずれもオンライン記録において、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、当該23人のうち所在が判明し聴取することができた元従業員7人のうちの1人は、「私は、C社E支店では正社員であったが、A社B支店では、申立期間は日雇いの臨時社員であり、日雇労働者健康保険に加入し、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と陳述しているほか、別の1人も、「C社からA社に移った者は、申立期間は厚生年金保険及びF健康保険組合には加入させてもらえず、保険料控除も無かった。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚は、「C社E支店で資格を喪失後、A社B支店で継続して勤務した。」と陳述しているが、オンライン記録において、同人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社D支店及びF健康保険組合は、申立人に関する資料を保管しておらず、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、父が経営するA社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、高校卒業後の昭和 39 年 3 月から 57 年 12 月末まで正社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務したことが推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、「A社では、昭和 54 年までは女性社員を厚生年金保険に加入させておらず、同年から女性社員を加入させるようになったが、申立人は、当時、加入を断ったので、保険料を控除されていない。」と陳述しているほか、申立期間後に同社の役員に就任した者は、「申立期間当時の事業主から、申立人は厚生年金保険の加入を断ったと聞いている。」と陳述している。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、A社は、申立人に関する資料を保管していないため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険加入記録は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。